

令和元年第4回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和元年12月11日 午前10時00分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	山崎秀樹
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	阿久津忠昭
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	園部繁
下水道課長	皆川尊志
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	片岡宗徳

教育委員会事務局 長

小 林 克 成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
書
書

阿久津 雅 志
藤 田 真 紀
高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和元年12月11日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時00分開議

議員の出欠

○議長（小 坪 孝 君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小 坪 孝 君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

傍聴人8名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小坏 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

発言の訂正

○議長（小坏 孝君） ここで、町長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 発言の機会をいただきありがとうございます。

議案書の訂正をお願いいたします。

昨日ご説明申し上げました提案理由3ページ、議案第75号の上から5行目になりますが、6月「18日」提出日とご説明しましたが、18日は議決日であって提案は11日でしたので、「11日」と訂正をお願いいたします。おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（小坏 孝君） 執行部におかれましては今後発言は慎重に行われるようお願いいたします。

一般質問

○議長（小坏 孝君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は、一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間は合わせて90分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、12番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 12番杉山 清です。

今回の質問は、水害対策7点、医療対策2点、計9点であります。時間も限られておりますので簡潔に質問しますので、町長並びに関係課長には明快な答弁を求めます。

質問に入る前に、10月12日、13日の台風19号で被災されました皆様にこの場をかりてお見舞い申し上げます。

それでは質問に入りますが、今回の質問は、今までに何度か質問した案件であります。国・県への要望中や協議中、また検討中も含め、一步前進の答えをいただければと思います。

それでは、通告順に一問一答で水害対策から入らせていただきます。

(1) 台風19号では、城里町の対策本部は県との連携で対応されたと思いますが、県も含め、那珂川上流の特に栃木県塩原ダムの放流に関する連携はどのようになっていたのか。また、今後、那珂川期成同盟、茨城県と栃木県、これは11カ所のダムがありますが、情報、連携はどのようにしていくのかお伺いをいたします。1回目です。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、12番杉山議員のご質問に回答させていただきます。

現在、上流ダムとの連携は今のところございませんでしたが、常陸河川国道事務所、水戸气象台、宇都宮气象台、茨城県、栃木県及び久慈川、那珂川沿川の市町村で構成する久慈川・那珂川流域における減災防災対策協議会という団体がございます。この協議会は、水防法に基づく法定協議会であり、洪水氾濫に備える水防災意識社会を再構築するため、多様な関係者が連携して、久慈川・那珂川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的、一体的に推進することを目的としております。

この協議会と同様に、茨城県管理河川においても地域ごとに減災対策協議会を設置しております。当町が所属する茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会において、先月、幹事会がございまして、その中で新たにダム検討部会を設置し、ダム連携を進めていくことになりました。その詳細については、今後、具体的な治水対策を進める中で検討がなされることとなっております。

○議長（小唄 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 先日、台風の後、上流は大田原から大洗まで自分なりの調査をさせていただきました。都市建設課は計画水位というのはわかりますよね。計画水位、これが基準になると思います。

そういった中で、大田原では計画水位よりも水位は2.3メートル下がってございました。それは、昭和61年の水害の後、堤防をかさ上げした部分ですか、そこまでしか来ていなかったということでもあります。そして中流域、これは私の粟地区ではからせてもらったんですが、ここは計画水位より20から30センチぐらい上でした。そして下流、これは水戸の水府橋より下です。ここではかったのは計画水位よりも1.2から3メートルのオーバーでした。ですから、二、三十センチで越水するというような状況でした。そのほか、涸沼のほうも行ってまいりましたが、涸沼で大体3メートル弱の水位が上がったということであり

ました。

実は今回の台風、上からの水だけでなく海の満潮、要するに潮の関係が大きく影響しています。13日3時33分が満潮時間でありました。そのため、中流域から下流域が大きな被害になったという形であります。満潮時間に合わせて、塩原ダムは12日夜9時に放流になったわけであります。一応これ、先ほど町長のほうからも各事業所、特に常陸河川国道事務所ですか、入れた中での協議という形も示されましたが、やはり上流の11ダムがあって1つだけの放流であれだけ水位が上がったということでもありますので、ぜひとも県のほうに要望していただいて、そういった情報、これはタイムラインの中でも入ってきましたが、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2番目に入ります。

町内河川の整備であります、この質問は合併前からしてきました。土地の買収が終わりながらいまだに事業化ができていない江川改修、これもう20年前に買収終わっていますね。それと、一級河川と小河川の無堤防、さらには暫定、そして仮堤防の整備、さらには河川内の立ち木伐採は早急な課題と思いますが、町長のご所見をお伺ひいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き質問に回答させていただきます。

ご質問は、町内河川の整備に関するご質問でございました。

河川の整備というのは非常に重要で、やればやっただけ効果がある一つの事業だというふうに思っております。平成26年の、今から5年前の台風で、常北中学校の下、新道川で溢水が起こりまして、石塚地内で数件の床下浸水が発生する事態がありました。平成26年の台風は今回の台風よりも降水量の少ない台風でしたが、それでも溢水して床下浸水を石塚地内で引き起こしたわけですが、今回、4年間にわたる河川事業で常北中の下、新道川の改修工事がかなり進んだことにより、今回の台風19号においても全く被害が発生しなかったということで、やはり河川改修をすればかなり被害は防げるというのを実感したところです。

さて、ご質問の江川、桂川でございますが、町のほうで予算を組んで改修工事をしたいところなんです、県管理河川ということで、町でなく県が行うべき事業ということで県に要望しているところでございます。町としては、少しでもそういった事業が進むように、先般、残土ヤード検討委員会を開催しまして、河川の残土の置き場についても県の要請に応じて確保しようと、そういった動きをしているところであります。そういった動きも含めて、これからも町内の県管理河川の整備を県に強く要望していきたいというふうに思っています。

また、今回の常総市の水害を受けて、5年間で一気に鬼怒川の堤防整備が進んだように、今後5年間で那珂川・久慈川流域に相当予算が入ってくるというふうに思いますので、一

気に、この那珂川流域の無堤部の築堤、あるいは基準を下回る強度や高さしかない堤防の改良、そういったものが進んでいくことを期待しているところです。

那珂川改修期成同盟を通じた要望活動の詳細については都市建設課から答弁させます。

○議長（小坏 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） 12番杉山議員のご質問の関係で那珂川期成同盟会等の要望状況についてご説明をさせていただきます。

那珂川に関する促進につきまして、茨城県内の那珂川沿川の市町で構成されております那珂川期成同盟会を通じ、城里町では、水防意識社会再構築ビジョンに基づく既存堤防の強化対策や桂川、江川の浸水対策、上泉地区、下坏地区における無堤防地区及び阿波山地区の無堤防地区の護岸の整備等を要望しているところでございます。

また、今回の災害を受けまして、支流を含めた那珂川水系河川整備計画の再検証と、再検証結果に基づく合流を含めた河川改修事業の促進を強く要望してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 2回目です。

町長が先ほど県のほうにも強く要望していくということでもあります。また、今回は鬼怒川のほうが被害が出なかったということでもあります。実は私、下館の先日の市議会議員選挙で行って帰りがけに見てきましたが、堤防は決壊はないけれども、随分、途中まで崩されているような場所もありました。

そういうことで、今回の台風は、那珂川の堤防、これは暫定、仮堤防が多いということでもあります。実際に永久堤防は全国平均から比べると50%ぐらい少ない。すなわち大体三十七、八%の間で、そういった中でやはり無堤防、坏地区も無堤防のところから水が一発目入ってきたと、そして仮堤防から今度は崩れてさらに水が入ってきたと、そういう形がありますが、小河川においては今回バックウォーター現象が起こったわけですね。私の下もそうなんです、山とかちょっと高い田んぼとか畑、その間の谷とか、そういうところから湧き上がって、むしろ北に向かって南から上がってくるような現象が起こりました。そういうところにぜひとも堤防をかけてもらわないと、また同じような形が起こるのではないかなと思っております。

また、立ち木伐採が出ていなかったものですから、やはり小河川は県のほうの事業は伐採工事がまずないんです、ほとんど。町内で一番その河川をきれいにしているのは錫高野であります。これはやっぱり環境保全の関係で、一生懸命、河川までやっています。そういったことで、ぜひとも県のほうに立ち木伐採、これがあるために水の流れをとめている

ということがありますので、お願いしたいと思います。

それと、那珂川・久慈川は今、立ち木伐採については3カ年計画で、あと2年で完了するという形の答えをいただいております。そういった中で、江川、これは20年以上前、私が議会に入る前ですね、もう土地の買収が終わって、本来ならあそこが拡幅していれば水門まで一気に、そして幅広く水がはけるわけでありまして。そういったことを含めた中で要望をかけていただきたい。

あと、皇都川も見てまいりました。皇都川は、やはり堤防がないためにストレートに民家に水が入ってくると。今回、床上になりましたが、そして表から見ている範囲ではなかなかわからないんですが、藤井川なんかも、国道からは堤防が切られているところが1カ所ありましたが、上流も切られています。そういうことでありますので、どうぞ強い要望を県に、今回できなければもう30年、40年できないという覚悟の上で要望していただきたいと思います。

伐採も含めてもう一度答弁をよろしく申し上げます。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

引き続き回答させていただきます。

河川の整備ということで、本当に重要な課題だと思っております。河川内の立ち木伐採もぜひ進めていただくよう県に強力に要望していきたくと思いますが、ぜひそういった要望をするときに地元の区長さんとかそういった方からも要望書を上げていただくと、それとさらに町長としての要望も連ねて要望していくことで、さらに県を動かす力になるかと思っておりますので、地元の皆さん方のご協力もいただきながら要望活動を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） よろしくお願いたします。

それでは3番に入ります。

町内には1級河川的那珂川に2カ所、桂川と江川に樋門が設置されています。以前の質問でも、調整系統のみでなく排水ポンプを設置していただきたいと、このような質問をしてみまいりました。その後どのようなになっているのか。

また、地域住民より、調整管理に入っているのかいないのかわからない、わかりづらい、増水に対して今回も時折、ゲートをあけてくれとか、どうなっているのかという声を地元住民から聞きました。できるものならば赤色灯等を考えて設置できないかどうか、排水ポ

ンプも含めてお伺いたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

樋門の管理につきましては、国より委託を受けて、通常定期点検、樋門の動作確認等の管理を町が行っております。また、水害時にも樋門の操作を町の職員のほうで行っております。

排水ポンプにつきましては、城里町が強く要望したこともあり、排水ポンプ車が那珂出張所に増設されました。今回の水害でも、江川、桂川のたまった水を大型排水ポンプ車で排水するために出勤もしていただきましたが、それをはるかに超える水量だということで、途中で残念ながら排水ポンプ車も避難するということになってしまいました。そういったことで排水ポンプ車自体の増設もしてはいただいているということでございます。

ただ、固定型の排水ポンプにつきましては、要望しているところですが、まだ現在つけていただけていないということで、今後も要望を続けていきたいというふうに思っております。

樋門の管理の状況の詳細については都市建設課長より答弁させます。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） 12番杉山議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長より樋門の管理についての答弁がありましたとおり、樋門の管理につきましては、通常点検におきまして、国より委託を受けておりますので、月1回以上の点検と動作確認のほうを行っております。また、緊急時における樋門等の作動につきましても町の職員で行っている状況でございます。

また、先ほどご質問の中で作動時等の赤色灯等につきましては、現在、外部からは確認できる状態にはなってございませんので、今後、国のほうと協議していきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 栗地区の方、特に今回は水塚、川端、共和自治会が孤立して島状態になったということで、ただ、今年度から残土処分を事業化されて入っておりますが、この点については、幾らかなりとも地域の方にとっては、行政は一生懸命前向きでやってくれているんだということは地域の方は皆さん話しておりました。

赤色灯については、やはり窓からの明かりというのはなかなか濃霧とか雨のときに見づらいいですね。ですから、赤色灯がつくだけでも動いているという意思表示になります

ので、どうか、管轄が国交省ですので、そちらのほうに要望していただきたいと思います。

また、排水ポンプでポンプ車があるという形ですが、ポンプ車はホースが200ミリ、それで固定型の排水ポンプは300ミリあるんです。そういう形の中で、なかなかあれだけの水が入っちゃうと難しい。それと、車の出し入れが栗野の場合にはできません。要するに入っていくのにも冠水状態ですから。そういう形の中では固定型がやっぱり望まれると思います。

それでは4番に入ります。

根固屋橋のかけかえについて、これは再三再四質問してきました。以前にも話しましたが、国道123号線は堤防がわりですよと私は何度も言ったと。これは上遠野町長だけじゃないです。前の町長にもその前の町長に対しても言ってきました。そういった形で根固屋橋から排水ができないということは、国道123号線からの溢水となります。溢水となった場合には被害が大きくなりますよと、そういう話もしてまいりました。橋をかけかえして排水を確保することが被害を最小限にする、坏地区の被害ですね、方法だと思います。この件について何度も質問していますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

根固屋橋のかけかえについて何度もご質問をいただいております。町の事業であればすぐできるというか、私の判断で行うこともできる場所なんです、これがまた県道ということで、このかけかえのもう最後のチャンスと思って、今回の水害を受けて、また123号バイパスの坏小学校までの区間の完成も迫っておりますので、これが最後のチャンスというぐらいの決意でもう一度、県に要望していきたいというふうに思っております。

○議長（小坏 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 今までの質問の中で言うことはもう出尽くしている形なんです、確かに、土地改良区と土木がお互いにそっち側だ、こっち側だという話の中で今まで決まらなかったという経緯があります。ただ、やっぱりあそこができないと水ははけない、排水はあそこしかないんです。上坏、要するに国道から西側では。そういったことを入れた中で要望していただきたいと思います。

それでは5番に入ります。

今回の台風では、坏地区の半数以上が孤立や浸水をして避難にも困難を喫しました。避難するにも近くの避難所、坏小学校跡は開いていなく、他の避難所へ車で移動中、車を流されて、このときは地域の方が救助に当たり一命を取りとめたというようなこともありました。坏、栗野は、字でいうと土の下と書きますが、四方を水に囲まれるような場所が多

いです。そういった中で避難することは大変危険、避難というのは、地域から外に避難することは大変であります。そういったことで、坏小学校跡が避難所に指定されていますが、出入口、駐車場、それと避難スペース、2階に不備があります。どうか避難所の指定の役割という形の中で、今後、前向きな形で考えていただければと思います。

また、坏地区の避難方法、これはどのように考えているか。例えば前にもこれ避難所問題で、坏小学校というと学区内で栗野からも要するに坏だよという話が今まで浸透してきました。ところが、桂橋も渡れない、平成橋も渡れない、鷹匠橋も渡れない、これでは避難所には行けません。そういった中でどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

避難所についてのご質問でございました。

今回の水害を受けまして、町では最大8カ所の避難所を開設しました。最も避難者が多かったのが13日の午前中だったと思いますが、コミュニティセンター城里のところには200名を超える避難者が来られておりました。多くの方が坏地区の方でありました。

そういったことで、現状、坏地区の方の多くはコミュニティセンター城里のほうに坂を上がって避難していただいているわけですが、一方、坏小学校跡地のケアステーション城里内におきましても自主避難所が設置されまして、そこにも何人かの人が避難して、水にもつからず無事避難することができたということでもあります。

ケアステーション城里のうち、地域交流館の桂のほうだけでおさまる人数だったということですが、さらにケアステーション城里さんともよく打ち合わせをして、さらに高い場所にある特別養護老人ホーム本体のほうにも、いざというときには避難できるように話をしておこうというふうに思っております。そうすると、かなりの人数が坏小学校の跡地に避難できるんじゃないかと思えます。冷暖房も入っておりますし、敷地もかさ上げしておりますので、堤防決壊の今回の水害においても浸水被害がなく、さらにあと50センチ、1メートル水が上がったとしてもなお浸水しないぐらいの高さを特別養護老人ホームは備えているように見受けられましたので、そういったところとの連携も強めていきたいというふうに思っております。

車が運転できる方につきましては、新しいバイパスもできますので、速やかにコミュニティセンター城里のほうに避難していただければというふうに思っております。

また、桂公民館のほうも今回避難所として設定しましたが、栗地区で桂公民館のほうに避難しやすいという場合には、そちらのほうに避難をお願いしたいというふうに考えているところです。

○議長（小坏 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 今回の台風で、私、これは消防の分団長をやっているときからですからもう34年間ですか、台風のたびに降水量をはかってきました。一番先、役所に私が来たのは12日の夜8時過ぎでしたね。そのときにまず降水量を聞きました。恐らく7時の降水量だと思いますが、七会の徳蔵地区で168ミリと所補佐のほうから言われました。私は、見ただけじゃなくて、例えば机上の論では話をしたくありません。現場を見た中で、また自分がやっていることをこういう形の中で出しています。ここだけの問題ではありませんよね。気象変動や温暖化、そういったことがやはり大きいと思います。

それにしても、今回の台風においては全国で500ミリも降ったとか1,000ミリも降ったと、そういうところもあるわけです。私のはかった水量では約220ミリありました。だから、七会のほうでは恐らく250はいていると思います。そういった中で、バイパスができて、町長、解決というのはなかなか難しいと思いますよ。やはり避難をする方法が周知されていない。

それとエリアメール、恐らくここにいる人は誰もが12日の夜はエリアメールやテレビを目で見て、また耳で確認していると思います。まさか晩酌やって寝ちゃって翌日起きてと、そういうことはないと思います。これ、水戸中央气象台発表10月12日19時50分、茨城県に特別警報、これは大雨注意報ですね、警戒レベル5に相当するということで、命を守る最善の行動をとってくださいというエリアメールが出ました。

私、手帳に12日から16日午前中まであったことを全部書いてあります。そういった中で、城里町民に対してのエリアメールは、これが私ちょっと不思議なんです。地域が9地区なんですけど、初めて出てきたのが阿波山、そして栗野、その次に下阿野沢、その次に下坏、その次に御前山、その次に上阿野沢、その次に上泉、その次に上坏、その次に那珂西と、これ何でその都度その都度、出しているんですか。そうじゃなくてできれば地区別に出すとか、ちょっとわかりづらい。そういうことも検討に入れていただければと思います。

そういう形の中で、今後、先ほども区長さんの要望もありましたが、各地区には区長さんもいます。そういった区長さんとの話し合いの中でやはり避難の決定、これ例えば外部に委託しちゃうと、みんな同じようにつくってはくるんですよ。だけど、その地区の声が伝わらない計画になってしまいますので、その辺をよく考えていただいて避難計画書をつくっていただければと思います。

それでは6番に入ります。

今回の台風、また今までの降水量が多いときもそうでしたが、日ごろの対策で水害が軽減できます。それが排水路の流れの確保だと私は思っています。今回の台風、そして以前の豪雨でも、町内には何カ所も内水対策が必要な場所がありました。そのため、前回は、排水路のコンクリートのふたを移動するための工具を用意していただきたい、そしてその後の作業は地域の方と協働で作業に当たることが、今後の町の財政等なんかを考えてもそういうことがいいのではないかとということを以前の質問で出しました。町は内水対策につ

いて検証しているのか、また解決策と対策についてお伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 内水対策として、通常の水路や道路側溝の機能維持が重要となりますので、地域の住民の方に協力していただいている側溝の土砂さらいと町で実施している土砂払い等をあわせて、今後も機能維持・強化をはかってまいりたいと思います。

また、浸水被害が台風のたびに出るような場所につきましては、通常の土砂さらいだけでは対応できないようなところについては工事を行って、きちんと水が流れるように対策をとっていききたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 先ほど町長のお手元に写真をお預けしました。この場所はこの形なんです。排水路がずっと1本通っているんですね。これ距離で400メートルぐらい、そこに後から、今までの排水路というのは桂村時代、そして後から、合併してからもう1本横から排水路を入れた、そしてその交わったところに排水ますをつくって終わりなんです。これ電線で言えば容量オーバーになっちゃうと思うんですね、そこから下の下流には、こういうところがいっぱいあります。

これは以前からの問題だと思いますが、特にその周りに人家がある、そして今までにも何回か水没している。前の都市建設課長桧山課長のときにも常北地区でも何カ所かあって、それをお出しした経緯がありますが、まだ直っておりません。恐らく10年も過ぎれば直るのかもしれませんが、でもやはりその地区に暮らしている人は、この城里町がいいという形の中で町外から引っ越してきた方もいるんですよ。だから、そういう思いを持って対策に当たっていただきたいと思います。もう一度お聞きします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 台風のために排水がはけなくて冠水被害が出ているようなところについては、予算を投じて排水路の増強ですとか整備を今後行っていききたいというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 最後、7番になります。

今回の水害を踏まえて水難に特化した水防団の創設をと思います、町長並びに関係課長の考えをお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

水防団とは、我が国の水防に関する防災組織であります。水防法の規定により市町村が水防管理団体となり、そのもとで水防団は水防活動を行うこととなります。今日では消防団と兼任するケースが多く、専任の水防団は少ない状況です。

水防団の主な活動としましては、水防月間の機会を通して広く地域住民等に水防の重要性の周知や河川の危険箇所の巡回点検等、水防活動、住民の避難誘導、水防訓練などがあります。

専任水防団の必要は大いに痛感するところでございますが、一方、町の消防団につきましても団員数が減少し高齢化も進んでおり、その活動も、サラリーマン団員の増加による平日参集人数の不足などの課題に直面しているところであります。そのような状況ではあります、この消防機能を強化するために、消防団に対してさまざまな提案と協議をこれから行っていく予定でございます。

○議長（小坏 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 県内ではやはり水害に遭った地域、特に筑西や坂東のほう、また境町ですか、そして河川だけではなくて霞ヶ浦に面した自治体、水防というと、水防全てに特化という形になりますので、例えば今の消防団の中に水防班を設けるとかね。

なぜこういうことを私が出してきたかという、12日お昼から雨が降ってきたわけですが、13日1時半過ぎに私の下はもう水があふれて隣の自治会には行けない状態、その時間で大体六、七十センチありました。1メートル以上になったわけですが、役所に電話してももう人手が夜中でいかなかったんですね。役所は、総務課、都市建設課、そして戦略課、一部の職員が事に当たってくれました。私は13日になって2時半ごろお邪魔しましたけれども、よくやってくれたと思います。電話かけても通じない、また手がないんですという話、私は、自分の工場の中からカラーコーンを出して町道に一つ一つ置いていきました。

そういう形の中で、やはり水防に特化した、これは前にもお話ししましたけれども、粟地区、坏地区というのは半世紀以上前、恐らく戦略課長なんかはよくわかっていると思うんですが、軒下に笹舟が全部の家にありました。これ避難するためなんです。だから、そういうことも踏まえた中で、もし水防団ができなければ水防組織として消防団に水防班という組織ができないかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

今回の水害の対応を受けて、消防団に対してはさまざまな提案を行っているところです。

こういうふうに組織の役割を変えたらどうかとか、こういう動き方をしたらどうかという
ことで今さまざまな投げかけを行い、また消防団のほうからもいろんな町に対する要望を
上げていただいているところです。そういった協議を経て、より改善された、今回以上に
機動的に動けるような消防、水防組織のあり方をこれから詰めていきたいというふうに思
っております。

○議長（小坪 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） もう2019年もあとわずかとなりました。世界の自然災害で、67
カ国、亡くなった方というのは700万だそうです。そのうち400万が水害です。役所でも行
動中に車両が冠水しましたよね。私も冠水しかかったんです。2時ちょっと前ですが、旧
岩船駅から坪の十文字まで来るのに、通れると思って来たんですが、恐らく30センチはあ
ったと思います。そこを入ったものですから、これバリケードなければ入っちゃいますよ、
普通の人。そして、アクセルいっぱい出てきた状態です。前のナンバーが上に向くぐ
らいの状態でありました。そういう形がありますので、それで、統計上、19号の台風では
車での移動中に亡くなったのは約3分の1、ところが全体で統計をとると約40%が車での
移動なんです。だから設置をしてもらいたい。そして、カラーコーンでいいんですよ、カ
ラーコーンが栗地区だけでも10個以上必要ですから、カラーコーンを土のうの分だけ置く
ようにしていただきたい。そういうことでよろしく願いをいたします。これ以上は質
問しません。

それでは次の質問に入ります。

町の医療対策についてをお伺いいたします。

高齢者の多い城里町にとって、医療機関の充実は一点のともしびであります。最近、病
床のある医療機関が縮小するという情報が確認されましたが、町担当課は確認しているの
かどうかお伺いをいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き回答をさせていただきます。

病床の縮小との質問でございますが、ある医療機関において整形外科を閉鎖するという
ことで、そういった話は確認しておりますが、病床の削減ではなく一時的な休床という扱
いであるというふうに伺っております。

○議長（小坪 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 休床、言葉のあやという形でしょうけれども、ここは余り追及
するという形ではありませんが、この城里町には有床病院が1カ所しかない。これは、

その病院に特に高齢者が入った場合に、3カ月になるとその前で肩たたきがあるわけですよ。そういうことを解消するために本当はもう一つできればなという思いで、4年半前に私、2015年3月議会で質問をさせていただきましたが、確かにこれ水戸地区という形の中では難しいことなんです。その病院を誘致しないうちに今ある病院が休床という、要するにそのベッド使わないという形ですから、何かしらもう少し手の打ち方がなかったのかどうか。今後考えていることだけ、概略で構わないです、細かいことは言いませんので、わかる範囲の中でお答えいただければと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 城里町内の医療機関につきましては、町としても、大事な医療機関でありますからさまざまな相談には乗ってきました。議会のご承認もいただきまして、例えば耐震補強工事に対する耐震診断について町独自の補助制度を設けて支援するなど、そういった形で相談に乗り、支援等もしてまいりました。

今後も、城里町の医療サービスが維持できるよう相談等には乗ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） わかりました。

それでは2番に入ります。

先ほどもお話ししましたが、2015年に町の医療対策ということで質問をさせていただきました。あれから約4年半がたちました。町長が一生懸命、国に働きかけたり、また医療法人に働きかけていることは私もよくわかっております。これが4年、5年でできる、これはもう机上の論であります。だから、例えば10年計画ぐらいのスパンの中で考える問題ではないかと私は思います。そういった中で、これは4年半前に私が質問した内容であります。要するに、この地域は県の47自治体の中で、一番医師が少ない、ベッド数が少ない自治体であります。そして、茨城県も医師数はワースト2位です。

そういった中で、町長はこのときに2次医療機関誘致ということで答えていただきましたが、なかなか規制があって難しいと思います。先日もたまたま違う話でお話しする機会がありまして、町長に、何でそんなに遅くまで、もう8時半、9時まで、東京から帰ってくるのが遅いのかと聞いたならば、新谷議員のところに行つたと。これ西日本で医療機関理事長としては徳洲会に次ぐぐらいの病院を経営しております。私も何度か食事やお茶を飲ませていただいた経緯がありますが、広島選出の新谷正義議員であります。安倍4次内閣改造では厚生労働政務官もやっております。

引き続き、大変かもしれませんがやはり期待をしておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で12番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第2号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番桜井和子です。

通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、運転免許自主返納後の高齢者の足になる電動車椅子の購入に助成ができないかお伺いいたします。

免許返納後の移動の手段としてデマンドタクシーが活用され、助かっている方も多くありますが、近くの郵便局に行きたいとか、農協に書類を置いてくれるだけの用事的时候でも、デマンドタクシーでは、決まりで1時間後に来るからと帰ってしまい、待っているのが大変との声をよく聞きます。

警察庁の統計では、2018年の運転免許証の返納件数は42万1,190件となっており、この10年間で増えております。

そこで、国やメーカーは、自動車にかわる足の役割として電動車椅子の普及に力を入れております。急な坂道に差しかかると音声で注意を呼びかけるなど安全性に配慮したものや、洗練されたデザインのものまで登場しております。私の住む七会地域では、高齢でも上手に運転し、回覧を回したり、近所まで出かけ楽しそうに対話している姿を見かけるたびに、電動車椅子の必要性を感じています。

しかし、高齢者が手軽に購入できる金額ではありません。そのような中、長野県喬木村では電動車椅子の購入に助成金を出しています。人口6,000人の村で、年に3台分、1台につき5万円の補助をしております。城里町に置きかえると9台で45万円になります。

人と会い、対話をすることは元気に生きる源であり、認知症予防、介護予防となるのではないのでしょうか。高齢者が少しでも充実した日々を送れるよう、電動車椅子の購入に助成ができないかお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

不注意による交通事故を未然に防ぐため、運転技能が低下した高齢者の皆様方に運転免許返納を勧奨し、さらに返納の機会創出を進め、当町においてはデマンドタクシー券等の支援制度を実施しているところはお存じのとおりでございます。

ご質問の電動車椅子、セニアカーにつきましては、介護保険制度において助成制度がございますので、詳細について長寿応援課長より説明をさせます。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

介護保険制度の中で電動車椅子を利用する場合のお話でございますが、介護保険制度においては、要介護2以上の方に対しまして、申請をいただきまして、福祉用具貸与サービス、借りるという形なんですけれども、の中で電動車椅子を有償で利用することができます。

借りる場合の給付費に係る負担割合なんですけれども、ほかの介護保険サービスを受けると同様に、保険料分として50%の負担割合、国保分として25%、県補助分として12.5%、町補助分につきましては12.5%の負担割合ということになっております。

個人の負担なんですけれども、所得段階に応じまして、ほかのサービスと同様なんですけれども、1割から3割のご負担をいただくこととなります。一例としまして、電動車椅子の代表的な機種なんですけど、これを借りた場合は、毎月の個人負担で約2,400円から、3割負担ですと7,300円程度になると思います。

こういう制度がございますので、広報等を通じて普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。

私の質問の中でちょっと言葉が足らなかったかもしれません。私の質問は、介護を受けていないまだ元気な方の移動の手段としての電動車椅子ということで、そのための補助ということの質問でした。もう一度、補助が受けられるかどうか伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

セニアカーの利用というのが大変、高齢者にとって素晴らしいものだということは理解をいたしました。一方、実は介護保険制度の中でも既にそういったものを補助する制度がありまして、そのことがまだ十分に知られていないようにも思われますので、かつ、今セニアカー、20万とか30万円とかしますんで、仮に5万円補助があったとしても自己負担がやはり二、三十万発生することになるかと思えます。

一方で、この介護保険制度のものですと、町の自己負担分も12.5%、あとは国補助、県補助、保険者負担分が入るわけですが、そういったものが入って町負担が入るということで、制度的にも一般財源の持ち出しが少ないわけですし、本人の負担も2,400円から7,300円ということで、何十万円もの買い物をする必要がなく、月々この程度の支払いで借りることができるということなので、まずはこういった制度がありますよというのをしっかり

とお知らせいたしまして、その上で町独自の制度についても検討を図っていくべきかなというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。

今の町長の説明は、介護の認定を受けていない方でもレンタルできるという、そういうことではないですね。わかりました。ありがとうございました。

県内ではそういうシニアカーに助成をしているという事例はありませんが、これも一人の声を取り上げての質問です。少しの台数からでも様子を見ながら取り組んでいただけるよう、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

次に、乳がんの早期発見に効果のある乳がんグローブの配付についてお伺いいたします。

乳がんは、自己検診で見つけることのできるがんで、早期発見できれば9割が治るとされております。

グローブ、手袋ですが、これは特殊な素材でできており、素手よりも感度が高く、異常を見つけやすいものです。実際に私も体験させていただきましたが、素手ではわからなかったものが、手袋をつけてみたところすぐに感知することができました。

現在は、朝霞市、静岡の東伊豆町、また県内では東海村が配付を始めています。東伊豆町では、初めて乳がん検診の対象になる30歳、乳がん検診無料クーポン券を配付する40歳、更年期に差しかかる50歳のときに、検診のお知らせとともに郵送しているそうです。

若いときは子育てや家事、そして仕事と、本当に忙しい年代の女性にとっては、家族最優先で自分のことはどうしても後回しになりがちです。仕事によっては、検診を受けるため休みをとるにも一苦労という方もいるのではないかと思います。せめてどこかのタイミングで、乳がん手袋の配付により、自己検診を試みよう、そして検診を受けてみようというきっかけになればと思います。そのためにも乳がんグローブの配付をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

乳がんの早期発見に効果のある乳がんグローブを配付できないかのご質問でございますが、議員のお話にもありましたように、乳がんは、体の表面に近いところに発生するため、自分で観察したり触れたりすることで発見できる可能性の高いがんで、乳がんの6割以上はセルフチェックによって発見され、早期発見ができれば9割が治ると言われております。

日本では乳がんが年々増え、現在、女性が罹患するがんの第1位で、40代が高く、県では乳がん検診実施指針の一部を改正し、対象者年齢を40歳以上と改正いたしましたが、町

では、30歳から受診できる体制を崩さず対応しているところでございます。

乳がんグローブにつきましては、特殊な素材でできており、素手よりも感度が高まるため異常を見つけやすいと言われておりますが、使用方法や体形によって自己検診ではわからない場合があるため、必ず定期検査や定期検診を受けるよう示されております。まずは、定期的な検診の勧奨とあわせ、日常での早期発見に関する意識の向上と自己検診法への関心を高めるための普及活動に力を入れていきたいと考えております。

このようなことを踏まえ、普及活動の一環としまして、自分の体に関心を持っていただき、検診につなげるための啓発用品として検討してみたいと思っておりますが、現状では、どの年代を対象とするのがよいのか、どのタイミングでどういう形で利用するのがよいのか検討をする必要があると考えております。目的といたしましては受診率の向上につなげるのが一番と考えますので、もう少し検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（小塚 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。

1つ100円という値段の手袋もあります。ぜひよいタイミングで配付できるよう前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、エンディングサポート事業についてお伺いいたします。

過日、神奈川県横須賀市に視察研修に行つてまいりました。研修内容は終活事業についてです。先進的な取り組みをしている人口40万人弱の横須賀市では、2015年にエンディングサポート事業を開始しています。背景には、携帯電話が普及し始めた1995年ころから身元のわからない市民の遺骨が引き取られないという事態が急増し、2000年ころからは引き取り手のない遺骨のほとんどが身分のわかる市民の遺骨となり、増えていく中で、事業の原点となった事例を紹介してくださいました。

それは、79歳の男性Kさんの孤独死です。Kさんは、私、死亡のとき15万円しかありません。火葬をして無縁仏にしてもらえませんか。私を引き取る人がおりません。何とぞお願いいたしますとの遺書を残しておりました。遺書は後日発見されましたが、15万円は口座に入っていたため市は引き出すことができず、何の供養もせずに市で火葬し、市の無縁納骨堂に納めました。

15万で無縁仏にと書き残したKさんを受縁納骨堂に納めてよかったのか、元気なうちに市が本人の思いを聞いていれば望む葬送を実現できたのではないかと、何の希望も聞いておかなかったばかりに本人の思いとは無関係に供養もせずに無縁納骨堂に納める、そのようなことを繰り返してはいけないとの思いから始まった事業とのことでした。

時代の流れで核家族化が進み、家族、親族数が増え、国立社会保障・人口問題研究所の発表によると、2040年には4割の方がひとり暮らしの高齢者世帯との予測もされております。城里町のようなまだ顔の見える地域にあっても決して例外ではなく、少なからず近い

将来に、先ほどの事例のような状況がやってくるのではないかと考えております。

そのようなことを踏まえ、3点ほどお伺いいたします。

1つ目に、町の終活支援に対する取り組みの現状をお伺いいたします。

2つ目に、横須賀市では1年間で人口の1.5%から2%が亡くなり、そのうちの1%が引き取り手のない方となっていますが、本町では年間何人ぐらいの方が亡くなっているのでしょうか。また、そのうち、身寄りがいないために町がご遺体を扱う事例は何件くらいあるのでしょうか。

3つ目に、町営の墓地や納骨堂のない本町において、引き取り手のない遺骨はどのようにされているのでしょうか。

3点お伺いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） エンディングサポート事業についてのご質問をいただきました。

エンディングサポート事業につきましては、高齢者福祉計画の基本施策の一つである、一人でも、認知症になっても、重度の要介護状態になっても、住みなれた地域で暮らし続けるを実現するために、高齢者が最後までその人らしい人生を送ることができるよう、老後や介護などについての意思決定を支援することと考えますので、今後の施策として検討してまいりたいと考えております。

現在、城里町では単身世帯数は822世帯あり、一方これには世帯分離も含まれていますので、純然たる高齢者だけの世帯数は数字として正確には把握しておりませんが、町内において引き取り手のない遺骨は、毎年、1件から2件程度ございます。

年間の死亡者数の概数については町民課長、それから毎年1件程度の引き取り手のない遺骨のその後の取り扱いにつきましては福祉こども課長から答弁させます。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） すみません、1番桜井議員さんの質問にお答えします。

年間の死亡者数なのですが、今ちょっと数字ありませんので、後で報告します。

○議長（小坏 孝君） 福祉こども課長増井栄一君。

〔福祉こども課長増井栄一君登壇〕

○福祉こども課長（増井栄一君） 1番桜井議員のご質問にお答えいたします。

町営の墓地がない、引き取り手のない遺骨の処置ということでございますけれども、福祉こども課におきまして毎年の供養料を予算計上措置しておりまして、町内2カ所のお寺さんに供養をお願いしているところでございます。一定の納骨期間が過ぎました場合には合祀されるという話を伺っております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 1 番目、2 番目、3 番目、答弁ありがとうございました。内容につきましてよく理解することができました。

2 回目ですが、この現状を踏まえて、町として認識している問題点はどのようなところにあるとお考えになっているのかお伺いいたします。また、このような事態の解消、またはお亡くなりになられた方を支援すべき取り組みについてお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

現在の町の施策としましては福祉こども課から答弁があったとおりでございますが、今後さらにどのような対応をとるべきかということについては、今後の検討課題ということで受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。

人間誰しも、年を重ねれば自分の旅立ちについて何らかの不安を抱えていると思っております。まして、ひとり暮らしだったり身寄りがなかったとすればなおさらです。その心に寄り添い、町民が高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

最後に、布団の処理についてお伺いいたします。

3 月の定例会の一般質問で、布団を粗大ごみとして扱うことはできないかお伺いいたしました。その際、町長より、新ごみ施設建設にあわせて、ごみ分別収集計画の中で検討課題としていくとの答弁をいただきましたが、どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き答弁をさせていただきます。

一般廃棄物処理施設整備検討委員会に議論を委ねているところでございますので、担当事務局を務めます町民課長より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 1 番桜井議員の質問にお答えします。

一般廃棄物処理施設整備検討委員会では、現在、分別収集に関する検討を行っているところでございますが、検討の中で、布団の収集については、パッカー車等で一般ごみと一緒に回収すると水分を吸ってしまい、焼却施設の負担が大きくなるため、一度乾燥させる

必要があります。

したがいまして、従来どおり、ステーションでの回収の場合はごみ指定袋に入れて出していただくか、環境センターへ自己搬入していただくこととなっておりますが、試験的に一日、布団回収日を設けまして、車のない高齢者世帯で自己搬入ができない世帯を対象に、自宅まで回収するという事業実施を計画してみたいと考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

高齢が進むことを考えると、一日でも自宅まで取りに来てくれるということができるのであれば、本当にそれはうれしいことです。そのときに、布団だけではなく、搬入すれば引き受けてもらえるベッドソファーとか波トタンなども含めていただければと思います。

また、町民の皆さんへの周知も図っていただくことも心からお願いし、質問を終わりにいたします。答弁ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） 以上で1番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第3号、2番加藤木 直君の発言を一問一答方式により許可いたします。

2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

まず初めに、本年10月の台風19号により被害を受けられた被災者の方、またお身内で被災された方、お見舞いを申し上げたいと存じます。

今回の台風で迅速な対応をいただきました町長初め町職員、そして社会福祉協議会の職員さん、そして多くのボランティアの皆様にご礼を申し上げます。また、みずからが被災をしているにもかかわらず公僕としての仕事を全うされた職員もいたということを聞いております。頭が下がる思いでございます。本当にご苦労さまでございました。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一問一答方式により一般質問をさせていただきます。

第1点目の公用車の管理でございますけれども、お伺いをいたしたいと思います。

日本全国、高齢化が進み、高齢者の交通事故も後を絶ちません。テレビなどでよく報道されておりますが、アクセルとブレーキを踏み間違えてしまったとか、またよく覚えていないなどなど、子供や老人、歩いている人を次々にはね飛ばしてしまった、または先日もありましたけれども高速道路を逆走してしまったと、そして正面衝突、このような事故が年々増えております。報道されていない、こういった交通事故は数え切れないほどあると思います。

当町におきましても、大変高齢化が進んでおりまして、65歳以上は35%、75歳以上になりますと18%と、全員が免許を持っているわけではございませんが、いずれにいたしましてもご高齢の方が大変増えております。

若い人も高齢者も、このような事故が起こらないようにしたいものでございます。しかし、車に乗っている以上は、いつこのような事故が起こるかわかりません。また、起こった場合は、その事故の原因やお互いの過失割合などが争点になるわけでありまして。これには大変なエネルギーを要するわけでありまして。

そこでお伺いをいたします。

公務中に事故に遭ったとき、公用車にドラレコという、今ドラレコといいますけれどもドライブレコーダーですね、しかもGPSがついているものが備えつけてあれば、その過失の割合や、その原因などが十二分に検証できるかと思えます。稼働率の高い公用車、特に首長、町長さんより順に計画的に装備をしていってはいかがでしょうか。お互いの過失度合いの明確化、また職員の身の保全、ある意味、悪い言葉かもしれませんが、職員管理にもつながると思えますが、いかがでしょうか、まずお伺いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ドライブレコーダーの装着に関するご質問をいただきました。

公用車の管理ということで、公用車は現在152台ほどありまして、物損事故が今年6件ということでありまして。全て町長車ではなくて一般の職員の事故になっているわけですが、こういった交通事故のときに、過失割合等を確認するというところでドライブレコーダーの装着をというご指摘でございますが、詳細につきましては担当である財務課長より答弁をさせます。

○議長（小坏 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

〔財務課長山崎秀樹君登壇〕

○財務課長（山崎秀樹君） 2番加藤木議員からの質問にお答えいたします。

まずは、公用車へのドライブレコーダーの装着についてということで、若干、町長のほうから答弁ありましたが、まず町が所有する公用車は152台と説明ありましたが、バスが8台、普通乗用車が9台、小型乗用車が19台、小型貨物が13台、軽自動車が17台、軽貨物が23台、その他特殊自動車を含めまして、消防自動車も入りますが、バイクも含めて152台となります。

そのうち、ドライブレコーダーの装着につきましては、平成30年度購入の公用車から、職員が共用で使用する公用車2台と七会診療所で訪問診療用の公用車に装着しており、今では合計3台となります。そのうち、GPSつきは1台となっております。

ご指摘のとおり、最近、高速道路走行時のトラブル等が報道されたこともあり、公用車

へのドライブレコーダーの装着は、職員の安全意識及び運転マナーの向上、それから事故発生時における責任の明確化及び迅速な対応ができることや、事件・事故等の解決の糸口になる可能性もあるのではないかというふうに考えられますので、今後、新たに導入する公用車を主な対象としまして段階的に整備していくことを検討してまいります。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

このドライブレコーダーは、他の事故を目撃するということがありますし、また移動する防犯カメラとして非常に有効だというふうに感じております。町におきましても、交差点等14カ所に防犯カメラが設置されているということを知っております。小学生の通学、それから学校内などにも計画的にこういった防犯カメラ等も設置されてはと思いますが、質問の見出しと質問事項とちょっと離れますので、これは次の機会にいたしたいと思いません。

いずれにいたしましても、ドライブレコーダーの装着の前向きな検討を強く要望いたします。

次の公用車の管理についてお伺いいたします。

公用車には、公用車管理規程というものがあると思いますが、各車両に使用簿というんですか、運行日誌が備えられていると思います。この運行日誌への記入ですね、全車徹底されているとは思いますが、運行日誌の確認等、記入されているかどうか、またそれには上司の印鑑が要るかどうかわかりませんが、こういったものはどのような確認をされているのか、まず1点お伺いします。

それから、当然、燃料を入れるときに燃料カードを使うと思うんですけども、このカード管理についても、どなたが持っていて、どのような管理をされているのか、これについて2点お伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

〔財務課長山崎秀樹君登壇〕

○財務課長（山崎秀樹君） 2番加藤木議員の質問にお答えいたします。

今、公用車使用簿の記帳の徹底をということの内容でございますけれども、公用車の管理は、議員指摘のとおり、城里町の公用自動車管理規程に基づき財務課長が公用車総括管理者となっております。公用車の購入、修繕等の契約及び車の配車、ETCカードの管理等を行っているところです。

公用車は、職員が共用で使用する車両として財務課で管理しているものと、また担当課が事業用の専用車両として管理しているものとに大別されます。公用車を使用する各局の室長はこの運行管理者となりまして、職員は、運行管理者の指示に従い公用車を運行することになっております。

運行管理者においては、公用車使用事業報告書の提出を義務づけておりまして、公用車を使用する各局等は、公用車の点検を行い、また運転日誌に記載した運行状況、燃料等の補給状況及び修理状況等を公用車総括管理者に毎月報告することとなっております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

この運行日誌ですけれども、使用後の保存期間というのは何年になるのでしょうか。

それから、ただいま燃料カード聞きましたか。その2点、じゃお願いします。

○議長（小坏 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

〔財務課長山崎秀樹君登壇〕

○財務課長（山崎秀樹君） 答弁が漏れて申しわけありません。

燃料カードについてですけれども、町はカードの使用は行っておりませんが、燃料等の維持費については、指定した給油所におきまして運転者が燃料の補給を行っているところです。また、運転者は、運行状況や燃料等の補給状況及び修理状況を運転日誌に記載し、公用車管理者に報告するものとしております。

それから、運行日誌の保存期間ですけれども、城里町公用自動車管理規程上に記載はございませんけれども、特別な場合を除きまして、関係法令等に準じ1年の保存期間としております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） わかりました。

それでは、燃料を入れるときは、例えば自分が乗るといときに油が足りないなといときには、指定された場所、JAさんとかそういうところで入れて、入れた後に運行管理者に報告をするということによろしいですか。わかりました。当然、そのときに伝票か何かいただくと思うんですけれども、その伝票も一緒に提出するわけですね。わかりました。

それと、公務中の事故については、先ほど町長のほうから年間6件程度が現実としてあるということなんですけれども、6件によろしいですか。毎年この程度の接触事故なり対人対物の事故なり、こういったものが6件程度と。お願いします。

○議長（小坏 孝君） 財務課長。

〔財務課長山崎秀樹君登壇〕

○財務課長（山崎秀樹君） 先ほど町長から6件という言葉の、今年度11月までの事故の件数でありまして、内容を言いますと、運転者の不注意による事故が3件、それから草刈り等で行った飛び石で車の損傷が2件、あとは11月の台風による車両浸水による車の事故

が1件ということで6件。

それから、ちなみに30年度については、運転者不注意による事故が4件、5件ございます。その中で、相手方も含めた事故を含めると人身事故が3件、それから飛び石が1件となっております。

また、29年度は、3年前であります。運転者の前方不注意、後方不注意による事故が2件、それから飛び石が2件等になっております。大体5件から6件ぐらいの事故が毎年起きています。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

こういった事故があると、自分も当然なんですけれども、職場の周りの方にも少なからず迷惑をかけると思います。もちろん上司にも迷惑をかけるので、気をつけていただきたいと思います。また、公用車を使用した場合、必ずこういった運行日誌がありますので、自分の仕事の足跡をつけるという意味でも記入の徹底管理のほうを必ずしていただきたいと思います。

また、公用車を運転する際には、道路交通法をよく守っていただきまして、安全運転を心がけていただきたいと思います。道路交通法、法令遵守といいますか、よくいろんな会社等でもコンプライアンスという言葉があります。コンプライアンスマニュアルというのが、我々公務員というか、役場にはあるのかないかわかりません。総務課長、ありますか、コンプライアンスマニュアルは。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 2番加藤木議員の質問ですけれども、マニュアル等はございません。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

多分ないと思うんですね。なぜないのか私がいいますには、我々個人、公僕である者は、法律を守るのは当然であって、それを守り指導する側なので、こういったコンプライアンスマニュアルというものはないのではないかというふうに思っております。金融機関、それから、もちろんJAさんなんかもコンプライアンスマニュアルはございます。

我々の場合、性善説をもとに、公人は善であるのかというようなことでないのかどうかわかりませんが、町民は多額の税金を、我々にその使い方を委ねているのかなというふうに思います。ということは、執行部はもちろんですが、我々議会においても、憲法を守り、地方自治法を守り、町の条例を守り、これらの法律を守って町民の負託に答えていかなければ

ればならないのではないかと私は思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

城里町町民憲章におきましても、「きまりを守り、おたがいに助けあうまちにしましょう。」ということで唱和しているところではありますが、さまざまな法令を遵守するというのは、こういった町民憲章の唱和等も通じて職員の中に徹底していきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 町長、我々議会とともに法令を遵守し、町民の負託に応えていきたいと思います。ありがとうございました。

次に、2番目の地域資源を生かした地域の活性化推進事業についてお伺いをいたしたいと思えます。

まず第1点目、本町の農産物につきまして、米につきましては「ななかいの里コシヒカリ」、「コケッコー米」、それから茨城三大銘茶古内茶、「レッドポワロー」、赤ネギです、ね、梨、リンゴ、ブドウ、さまざまな農産物がございます。

中でも坏地区、粟、上坏、下坏において昔からつくられております赤ネギ「レッドポワロー」は、2008年、平成20年ですけれども、伝統的な食文化を守るNPO法人スローフードジャパンの食の世界遺産と呼ばれる「味の箱舟」に県内で初めて認定をされました。

このスローフードというのは、消えつつある郷土料理やよい食品を守っていく、質のよい素材を提供している小生産者を守っていく、子供たちを含めた消費者全体に味の教育を進めていく、こういったことだそうです。つまり、希少価値があって、レアでうまい食材を守って、それで次世代につなげていこうと、そういった組織でございます。平成17年には日本で9品目が認定をされて、現在では40種類ほどが認定をされているということでございます。ちなみに、北海道の八列とうもろこしとか日本短角牛、仙台の余目ねぎ、山形では花作大根とか、こういったいろんなものが認定をされているところであります。

ここ坏地区におきましては、土壌肥沃度の大変すばらしい地区でございます。土壌肥沃度というのは、農産物の品質を、収率を一定以上の水準で持続させることのできる土壌の性質でありまして、植物が生育する上で持続する土壌能力ということであるというふうに聞いております。つまり、土壌肥沃度の高いこの地域でこのネギだったので鮮やかな紅色をつくり出しまして、辛みの少ない甘みのあるネギができたのでしょうか。

お伺いをいたします。

町は、現在までこの希少な在来品種である赤ネギ「レッドポワロー」がどのようなものであるか認識はございましたか。また、今まで町はこの赤ネギとどのようにかかわってき

たのか、以上2点お伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続きご質問に回答させていただきます。

赤ネギ「レッドポワロー」に関する認識ということではありますが、歴史を申し上げますと、明治時代から坏地区で自家用として栽培をされて坏ネギという名で親しまれ、自家採種により連綿と受け継がれてきました。種子は門外不出とされていました。

特性としては、那珂川沿岸の肥沃な土によりネギの根元の部分が鮮やかな赤色と、やわらかい触感を生かし鍋物、薬味に利用され、冬場の食卓に欠かせない食材となっております。

城里町としましてもブランド推奨品として認定をいたしまして、その販売について、江戸川区との交流事業などでも最も人気のある食材として飛ぶように売れているところでございます。そういったところでも、一押しの商品として一番目立つところで売り込みを図ってきた「レッドポワロー」でございます。

詳細につきましては農業政策課長より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質問にお答え申し上げます。

「レッドポワロー」につきましては、先ほどの町長答弁のとおりでございます。本町で江戸川におけるイベントでの提供、そのほか、毎年全国で開催されております全国ねぎサミットという大会がございます。こちらにおいて、大産地、関東近県でいいますと深谷ねぎ、下仁田ネギと並べて、地域の伝統野菜である「レッドポワロー」というブランドを広く全国的にPRするため、生産者の方の協力をいただきながらその知名度の向上に努めているところでございます。「レッドポワロー」の知名度を上げていくためには、全国ねぎサミット等につきましては非常によい機会と捉えまして、今後とも積極的な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

また、今後どのように推進していくのかというご質問でございますが、現在、「レッドポワロー」を生産する農家数につきましては13戸ございます。JA水戸レッドポワロー研究部会として生産販売を行っております。地域を代表する農産物であります。将来、この野菜を伝承する後継者が少ないことも課題となっております。町としましても、農業分野で地域おこし協力隊の制度等を活用しまして、地域の担い手の確保を現在目指しております。

現在では、農業分野で7名の協力隊が町内各地で活動をしてございます。この中で「レッドポワロー」の栽培に取り組んでいる隊員もございまして、地域の伝統野菜を継承できるように、営農定着に向けました技術、経営、販売をJA水戸、JA常陸の両JA、それ

と笠間普及センター等関係機関と連携しまして、今後、支援のほうをしてまいりたいと考えてございます。

また、地域ブランド及び生産者の利益を保護するため、農産物の商標登録も必要であると考えてございます。町といたしましても、長く地域農産物を地域のブランドとして守っていくために、町内の農産物の商標登録についても検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小坏 孝君） 2 番加藤木 直君。

〔2 番加藤木 直君登壇〕

○2 番（加藤木 直君） ありがとうございます。

町のさまざまなイベントや交流事業でも使われているということなんですけれども、ふるさと納税の返礼品とかこういうものではちょっと日もちがどうなのかなとかという部分もあるんですけれども、できるだけ今まで以上にこういった大事なものを推進していくような方法を、今後またいろんなイベントがあれば積極的に使っていただけるような、それから、先ほども課長のほうからお話がありましたけれども、町協力隊の協力も当然いただきながら面積を増やし、つくり方なども伝承していけるような政策を強く要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、城里町の伝統工芸ですけれども、栗野春慶塗、そしてひな人形の桂雛がございません。

栗野春慶塗は、飛騨春慶、能代春慶とともに日本三春慶の一つに数えられております。その中でも最も古い歴史を持つ春慶塗と言われておるわけですけれども、現在、19代目の稲川武男さんと20代目の義一さんによって伝統技術が守り継がれております。昭和50年には国の無形文化財、そして元年には県の無形文化財にも指定をされております。

また、桂雛でございますが、この地域は、明治時代から埼玉、静岡と並んで代表的なひな人形の産地でございました。現在は減少し、伝統ひな人形を復活させたのがこの桂雛ということでございます。製造方法や技法が高く評価されておまして、平成3年に茨城県の郷土工芸品に指定をされております。

このような城里町の伝統ある工芸品と町は現在までどのようなかわりをしてきたのかお伺いしたいと思っております。お願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

栗野春慶塗と桂雛は県伝統工芸品に登録をされており、また製造者の稲川武男氏と小佐畑孝雄氏の両名は県伝統工芸士としても認定されており、町にとって重要な工芸品でございます。また、この伝統工芸士の認定に当たりましては、城里町が意見書を県に提出し、両氏が認定を受けられるよう支援いたしました。

こうした貴重な工芸品のPRのために、平成26年度には、ブランド認証品認定制度の対象としてブランド認定も行ってきました。また、ふるさと納税の返礼品に位置づけ、売り上げの増加あるいは認知度を高めることに協力、寄与してまいったところでございます。

今後とも、このような取り組みを通して、栗野春慶塗や桂雛の振興に協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

例えば栗野春慶塗などの伝統技術の習得に専門の志願者、いわゆる協力隊ですか、こういった専門の募集をするとか、こういったものはどうかというような提案や、それから町の成人式の引き出物などにこういった春慶塗などを使ってみてはいかがかなというふうにも思っております。

もう一点、江戸川区などとの交流事業の中にもこのような伝統工芸品と一緒に組み合わせさせていってはいかがかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

貴重な提案ということで受けとめさせていただきまして、実際の春慶塗の生産者の方へそういった支援ができるか、望まれるかどうか、引き受けていただけるかどうか等も含めて今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（小坪 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、これらの伝統工芸品を一大家族で守っていくというのは大変なことだと思います。何らかの支援策を町としても考えていってもいいのではないかなというふうに思っております。以上お願いをいたしまして、伝統工芸品、そして伝統野菜、こういったものを守り伝えることができるような政策を切にお願いいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

それでは、3番目の各施設のトイレ整備についてお伺いをいたします。

公共施設のトイレ整備についてお伺いをいたしますけれども、旅行先などでドライブインとか高速道のパーキング、それから公園などのトイレ、こういった大変きれいなところに行って用を足すときは本当に気持ちのいいものでございます。ほっとするわけです。きれいなトイレは、まず落書きもしませんし汚したりもしないわけですね。汚いところになりますと本当に嫌です、出るものも出ないということ。

先日、お年寄りの方からお話もありましたけれども、公共施設の中で立ち上がろうと思

ってもトイレに手すりがないとか、とても洋式でないと用が足せない、こういったお話がよく聞かれます。

10月の台風19号時、先ほども町長から杉山議員の質問の中で、コミセンへ避難者が最大時、数百名の方が押し寄せて避難をしたと。このときホールのトイレを開放しても中には和式は使えないとか、お年寄りが多いので、災害時に避難所になるような施設というのは早急に利用価値の高いほうの、もう今は洋式のほうが普及しておりますので、早急に洋式にしていったほうがよいのではないかと思います。特にコミセンホールは急務ではないかなというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 公共施設のトイレをきれいにするということは大変重要な施策だと考えております。町としても積極的に取り組んでまいりたいと思います。

ご質問は教育委員会の施設でございますので、教育委員会より詳細は答弁させます。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティセンター城里、公民館、図書館につきましては、多くの方が利用する施設ですので、既設の和式トイレを洋式にするなどの改修を行ってきたところです。現在、全体の45%が洋式になっているといった状況でございます。また、来年度は公民館のトイレ改修も行う予定でございます。

議員ご指摘の手すりの設置についてですが、つい2カ月前の台風19号の接近により、コミュニティセンター城里、常北公民館、桂公民館、岩船分館、七会町民センター、七会福祉センターと町内6カ所を避難所として、また追加的に常北中、桂中もそれに備えたところでございます。

いち早く開設したコミュニティセンター城里には高齢世帯の方々が真っ先に避難され、その後の避難指示の発令により一時的には200名を超え、ホールも開放するような状況でございました。こうした状況からも、特に高齢者や障害を持った方々への対応は、議員ご指摘のとおり、まさに必至であると私どもも認識しておりますので、利用者の利便性を重視して、今後、計画的な整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございました。

地球温暖化によりまして今年のような台風は年々増えてくると思います。避難所になるような場所の施設整備は最優先だと思いますので、よろしく願いをいたします。

いずれにいたしましても、平時でも災害時でも高齢者が多いというのは明確でございま

すので、高齢者に優しい、また障害者にも優しいスロープ等をつけるなど、トイレ整備を順次お願いいたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

次の質問に入ります。

次に、各小学校のトイレにつきまして、順次洋式化が必要と思われますが、現況はどのようなになっているのかをお伺いいたしたいと思います。お願いします。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ただいまの2回目の加藤木議員のご質問にお答えさせていただきます。

文部科学省が平成28年度に行った小・中学校の施設におけるトイレの設置状況調査によりますと、洋式トイレの設置割合については、全国平均が43.3%、茨城県は全国7番目で49.2%となっております。

本町町内小・中学校のトイレ、これは小便器を除く値ですけれども、設置状況については、設置総数が225基、225カ所で、内訳は洋式が149、和式が76カ所で、洋式トイレの設置率としては66.7%となっております。小学校5校では、洋式が75カ所、和式が52カ所、洋式トイレの設置率は59.0%となっております。中学校2校につきましては、洋式が74カ所、和式が24カ所で、洋式トイレの設置率は75.5%となっております。

学校のトイレにつきましては、和式トイレも多少は残す必要がございますので、全体として洋式トイレの設置率は7割程度がよろしいかと考えております。

なお、洋式トイレの設置率が低い学校、具体的に申し上げますと石塚小学校につきましては、来年度予算に設計工事の経費を計上させていただきたいと考えております。

○議長（小坏 孝君） 2番加藤木 直議員。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

和式トイレなんですけれども、ただいま教育長から答弁がありましたように、多少は残す必要があるということなんですけれども、全くなくなってもあれですので、1つぐらいは置いておいてもいいのかなというふうには思いますが、必要以上に置きますと、これの使用率というのは、見ていると利用度は非常に少ないと思います。ただし、なくしてしまってもまたどうなのかなという部分も現在ではありますので、そういったところを考えますと、やはり九十数%は洋式に整備していったほうがよろしいのではないかなというふうには私は感じますので、その辺のところも前向きに考えていただければと思います。

また、全国の中でも、全国平均が43.3、茨城県は中でも7番目に位置しているということです。確かに当町におきましても、町長の目指すような学校給食の無償化ですとか、学校生活の中のいろんな部分で改善がされてきて、すばらしい場所で子供たちが学ぶことができるというような環境をつくっていただいているわけですので、このトイレ

整備についてもご検討をよろしくお願いたしたいと思います。

そういった中で、常北小学校の職員のトイレ整備については議会の中でも再三質問をされております。30年10月に猿田議員さん、それから元年6月には藤咲議員さんが質問をされておりますが、その後どのように検討をされているのか。

また、この件については、先生と子供たちがトイレを共有しているということですが、もし自分がそうだったらどうなのでしょう。ちょっと考えられない案件ですので、特に立派なものではなくてもいいと思うので、早急に整備をしていただくことはできないものか答弁願います。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） これにつきましても加藤木議員のご質問にお答えさせていただきますと思います。

議員ご指摘のとおり、30年度には猿田議員、令和元年度には藤咲議員、お二方からも質問を頂戴いたしました。常北小の教職員用トイレにつきましても、実施に向けて来年度の予算に設計の経費を計上させていただきたいと考えております。前向きに検討していきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

この常北小学校の職員トイレの問題は、ぜひとも設計工事費を次年度に組み入れていただくことを強く要望いたしたいと思います。

多分、町の中でも、小・中学校の中でも、こういった子供たちと共有しているというような、教職員側からすれば大変職場環境は劣悪なものがございます。こういったことは教育長も元先生ですのでわかっているとは思いますが、やはり子供たちとはプライバシーの部分もございますので、この辺のところの整備を、先ほども言いましたように立派なものでなくてもいいと思います。その辺のところを強く要望いたしまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） 以上で2番加藤木 直君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後は4番藤咲議員の一般質問から入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 町民課長。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 先ほどは失礼いたしました。先ほどの1番桜井議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどの質問ですが、年間の死亡者数ということだったと思うんですが、平成30年の死亡者数であります、313名の方がお亡くなりになっております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） では休憩いたします。

午後 0時10分休憩

午後 1時29分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、先ほどの1番桜井和子君の質問に対して執行部より説明がございます。

町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 先ほどの1番桜井議員さんの質問の件で訂正があります。答弁の中で代表的な電動車椅子「セニアカー」と答弁しましたが、製品名でありますので、「電動車椅子」とおわびして訂正させていただきます。

それともう一つ、質問の答弁漏れがありました。健常者に対する電動車椅子助成の件であります、今後、県内市町村の動向なども参考にしながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

続いて、通告第4号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

通告に従いまして2点質問をいたします。

台風19号の被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い生活の復旧ができますことを心からお祈りいたします。

それにつき、私は台風19号の対応についてお聞きしたいと思います。

今回の経験をきちんと分析・検討して教訓を引き出すことは避けられません。それは、今回、特に苦慮されたボランティアや役場職員たちの苦労を次に生かすためにも必要なことです。何よりも、次にあるかもしれない災害の際に町民の安全を確保するためにやらなければならないことだと思います。そういう立場で質問をいたします。

まず、私自身のことと言えば、その日、10月13日の朝8時、コミセンに避難している方たちをねぎらい、一人一人に声をかけ、自分の車で古内、七会、坏地区を見て回りました。水の状況を見てただならない事故であることを感じ、那珂西の坂下住宅及び梅の杜住宅に駆けつけました。那珂西坂下住宅、梅の杜住宅の家々は、浸水被害に遭ったそれぞれの家

財道具を集積場に集めるなど忙しくしていました。ぬれた畳を片づけるのにも、大人が何人もかかって持ち上げなければなりません。ひとり暮らしのお年寄りの中には、どこから片づけてよいのか困難に陥り、茫然となって動けない人もいました。

そういう中ですが、私は水が押し寄せてきた様子を伺いました。梅の杜の人たちは、前の西田川が増水しているのを感じつつ、はっきりとした情報も得られないまま不安な思いで過ごしていました。午前5時ごろから西田川の水位が一気に上がり、自治長さんから逃げろと言われました。外に出て自分の車の移動もそこそこに周りを見たときは、旧電車の上下サイドから水が上がってきて逃げ道がなくなっていることに気づいたそうです。

水はどんどん迫ってきます。もうこうなったら、逃げる方法は後ろの崖をよじ登るしかないとなりました。とっさの判断です。皆で励まし合って、草をかき分けながら崖をよじ登りました。梅の杜住宅から国道123号線は見上げるような角度です。高齢者のいる家族も、励まし合いながら必死に逃げたと聞きました。あの崖は普通、登れる崖ではありません。命からがら逃げ切った人も、自分がどのようによじ登ったのか記憶されていない人もいました。それほどの恐怖を味わったのだと思います。

もし自治会長さんの呼びかけ、叫びがなかったら最悪の結果を招いたかもしれません。このような被災の瞬間の状態を私は住民の方々から聞きました。町はこのような状態を把握していましたか。町民に対する危険の通報をどのように行いましたか。適切な対応だったでしょうか、お聞きいたします。答弁お願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

台風19号の対応ということで、被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

町の対応についてどうだったかということですが、さまざまなご批判、ご意見は真摯に受けとめたいと思います。過去50年で最大と言われるような今回の水害でしたが、そのような中で役場職員、役職員とともに我々執行部としては最善を尽くしたつもりであります。

幸いにして、城里町におきましては、たった一人の人的被害も出すことなく今回の水害を乗り切ることができました。こういったことも、そのとき、そのとき、最善を尽くした結果であるというふうに考えております。

具体的な災害対策本部の対応の状況については総務課より答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 4番藤咲議員のご質問にお答えをいたします。

役場の対応ということですが、10月11日に災害警戒本部を設置し、10月12日午前

8時35分には災害対策本部へ切りかえております。台風の進路や概況、各課のとるべき対策等を整理・検討して町内の情報共有を図って、早期に指定避難所の開設や避難準備、高齢者等避難開始を初めとする発令をし、危機回避のための指示を実施しました。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。この水の状態、町長からも一人も災害なくできたということを知りました。総務課長としても頑張ってやれたということをお聞きいたしました。

この崖をよじ登った命にかかわるような把握、通報などはどのようにお聞きになりましたでしょうか。そのことをちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしく願います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） その崖を登るということは、その土地の住民の皆さん方でその避難ルートをお選びになったということだと思んですが、城里町としましては、台風が来る2日前の10月11日に災害警戒本部を設置し、12日の朝には、まだ台風が最盛期を迎える12時間以上前ですが、避難準備情報を発令いたしまして早目の避難を呼びかけたところです。昼間のうちに避難所を開設しまして、台風の被害が激甚化する翌朝ではなく、前日の午前中から避難者の受け入れを開始していたところでございます。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 全体的な被害状況はそれで確認されたと思うんですけれども、このような状況、梅の杜の崖をよじ登ったような状況というのは把握されなかったのでしょうか。町はそのような状況をどのように聞いていたんでしょうか。もしかしたら避難所に行ったときでもいいんですけれども、そういう話は聞きましたでしょうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小坏 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 今の藤咲議員の質問にお答えをいたします。

崖を登って避難されたというのはかなり後になって聞きました。那珂西3区の公民館のほうに避難されたのかと思います。深夜というか夜でありまして、人員も足りず、現場にも出られずという状況で、的確な状況判断につきましてはその時点ではなかなか難しいものがありました。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 的確な状況判断は難しいということをお聞きしました。それでいいのでしょうか。命にかかわることです。私が今申し上げたのは、もう水が電車道の上下から入ってきちゃって逃げるところがなくなってしまった。歩いて逃げられない、そんなときにどこから逃げたらいいかといったら、その後ろの崖からしか逃げるところがなかった。そんなときに、あのがさやぶをかき分けながら逃げなければならなかった住民のことを思ったのでしょうか。そのこのところ、ちょっともう一回お聞きいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答いたします。

本当に大変な思いをされて避難された皆さん方、藤咲議員からは新宿坂下の話でございますが、ほかの坏地区等でも水が出て、車が水につかりながら何とか逃げたと、そういった話も聞きました。個別の避難の大変さの事例はたくさんのお話を伺っております。

その個別の事例はさておきまして、大事なことは今回の水害から何を学ぶかということなんですが、鯉渕課長からの的確な情報の把握は難しかったということですが、今回の水害、3割から5割ぐらいが避難中に亡くなっていると。夜暗い中、避難する車の中などで3割から5割の方が亡くなっているということで、結果としてみますと夜中はなるべく、情報把握等のために動きたい気持ちもわかりますが、あえて建物の中、2階建ての建物だったら2階に逃げる、平屋建てであれば昼間のうちに逃げておく、同じ平屋建ての中でも高い場所があれば高いところへ逃げるということで、夜暗いうちは動かないほうが安全であるというのが一つの教訓ではないかというふうに思っております。

今回の水害の中で、夜11時ごろ常陸大宮市のほうで避難指示が出まして、私もその日は家に帰らずずっと役場にいましたから、避難指示を出すかどうか悩んだんですが、雨風の強い夜に避難指示を出せば逆に2次災害が発生するんじゃないかということで、あえて避難指示を出さずに、雨風がやんで夜明け前に避難指示を出したわけです。

結果として行方不明者や死者等を出さなかったのも、避難指示を遅く出したのは、ぼろぼろとしていて出さなかったわけではなくて、もっと早く出すことも幾らでもできたんですが、あえて夜が明けてから、台風が完全に過ぎ去ってから、雨風が緩くなってから出そうということで出したわけですし、そういった意味で、刻々と変わる状況の中で最善を尽くして指示等を行ってきたつもりでございます。

また、苦勞をされた皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

風の強いときでも、暗いときでも、命をなくすかもしれないと考えたときには、どういう状況かも考えながら避難しなければならないというのを考えていかなければならないと

思います。そこのところは町でもしっかり考えていただければと思います。町の対応をお聞きいたしました。これが適切だったかどうかというのは、町長の答弁等含めて町のほうでも考えていただければと思います。

要望はどのような形でお聞きしたのか、それをちょっと質問したいと思います。

私は引き続き、那珂西の梅の杜住宅や坂下住宅に頻繁に伺い、要望などをお聞きいたしました。ボランティアの人たちがすぐに来てくれたことに対する感謝、気持ちは多くの被災者から聞くことができました。

一方で、那珂西の坂下住宅には下水道が完備されていないことから、衛生上の心配をしておられる方がたくさんいました。家の中の洗浄、消毒剤は私はもらったが、家の周り、歩道の消毒はいつやってくれるのか、石灰はくれないというが、ここはきれいな水じゃないんだぞと不安げに語る人もいました。

また、水が運んできたのかと思いますが、自転車の通る歩道にくぎやガラスの破片、金属のかけらがたくさん落ちています。高校生の自転車通学路になっている、パンクしたらかわいそうと心配している女性もいました。

また、炊き出しや避難所、ごみ回収などに対する注文もありました。台所や電気製品が水没して使えないときに炊き出しはありがたいものです。町のどこかに無料の炊き出しがあって、被災者がそこに食べに行き、食べたらすぐに家の片づけに専念できるようになればいいねという声も聞きました。

コミセンが避難所になったところでは、パーティションによってプライバシーが保たれ、ふれあいの里から布団や枕などを借り受け避難所に提供できたのはよかったのですが、実際には町内幾つもの避難所を設置せざるを得ない状況でした。それらの避難所は、それぞれの地区の区長さんや自治長さんの精いっぱい努力がありましたが、さらに精査、分析していく必要があるのではないのでしょうか。

私はもっと多くの声を聞きました。被災者が聞かせてくれた声の一つ一つに私は胸が震えました。まず、これらの声を町長はどのようにお聞きになりましたか、率直な感想をお聞かせください。町長がこの大災害をどのように捉え、そして被災者の方々をどのように見ているか被災者は知りたがっています。お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

今回の台風19号で被災された皆様方に対しましては、心からお見舞いを申し上げたいと思います。城里町としましても、被災された方々の生活の再建に向けて精いっぱいの努力をしているところでございます。

町として今回取り組めたこととして、藤咲議員からも避難所に布団が配付されたということをご指摘いただきましたが、テレビ等でほかの市町村の避難所を拝見しておりますと、

体育館に毛布だけというような自治体も多かったように見えますが、城里町のコミュニティセンター、城里トレーニングセンターなど、布団が配備されまして、そういった意味では被災者の方々のご負担軽減にも資することができたというふうに思っております。そういった行動も、被災者の方々に少しでも役に立ちたいといった考えから出てきたものです。

また、その後、城里町が議会でもご承認をいただきまして条例を制定をした、ほかの自治体でも同じ制度をつくるどころも出てきましたが、半壊の世帯の方へ対する25万円の追加の見舞金なども、半壊と大規模半壊で生活再建の度合い、そこにかかる費用がそんなに変わるわけではない、半壊の人たちも大変、生活の再建に向けた資金がかかると、そういった痛切な痛みを理解しまして、町単独としては異例だと思いますが、半壊世帯にも25万円ずつの追加の見舞金の支給を条例を提案しましてご承認いただき、既に多くの方に振り込みを済ませているところであります。

そういった城里町としての精いっぱい努力をぜひ受けとめていただければというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） ありがとうございます。

今、半壊の人にもご理解をとということで25万を入れたということでは非常に喜ばれたと思います。この点については私も喜んでおります。

それに加えて、今、私が申し上げました被災者の片づけの状況、石灰はないけれどもどんなふうになっているのかとか、町のくぎはどんなふうになっているんだとかというようなこと、いろいろ今回、私が言ったことに対しても、一つ一つ住民が、一人一人が本当に大変な思いをして、こういうことがあるんだというようなことをもっと役場の人たちに、町長に知っていただきたいなと思っているところなんです。

被災者のパーテーションがつくられたのはコミセンだけですよね、もしかして。ほかの避難所にも行かれましたか、パーテーションとかお布団とか枕とか。ちょっとお答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答いたします。

コミセン、トレセンだけではなくて、桂公民館のほうにも持っていったというふうには伺っています。圧倒的人数が多かったのはその2つでして、10人に満たない避難者であった避難所もございますので、そういうところでは、パーテーションがあればなおいいんでしょうが、そこまで至らなかったところもあるかと思います。100人単位の避難者があったところにはまずは設置したというところだと思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 差別はいけません。やるんなら徹底的にやりましょう。ここに避難した人にはやりました、ここにはやっていませんということではいけないと思います。そのための避難所、そのための避難で、みんな準備しているんだと思うんですけども、そこはやっぱりきちんとやっていただければと思っております。

先ほどの避難の風の情報、それから夜に危ないからということだったんですけども、これは本当に命を亡くすかどうかということ考えたときに、危なくても避難はしなければならぬという状況のもとでいかなければならぬと思うので、そこまでやっぱり町の住民一人一人に責任を持たなければならぬと思うんですけども、そこら辺のところはもう少し後になってちょっと聞いていきたいと思っております。

それで、今、被災者をどのように見ているのか、住民の感想をどのように聞いたのかというようなことを、要望をどのように聞いたのか、それをもう少し詳しく聞きたかったんですけども、これ以上なかなか出てきそうにもありません。出てきますか、どのように感じて、住民の声を聞いて、その対策にどのように向けたのか。これ、もし答えられるのであればぜひ答えていただきたいんですけども。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 今の藤咲議員のご質問ですけども、被災者の声をどのように聞いたのかということですが、災害が発生した直後には土のう袋の要望とかがありましたのでそれに応え、また水が引いてからは健康保険課による消毒液、それからマスクの配付等も行っております。それから、衛生対策の説明会や県の相談窓口等の案内も行うとともに、話を伺ったりしております。

その後、被災者生活再建支援等に関する説明会を開催して、税、保険料、それから使用料などの各種減免措置や、被災者生活再建支援制度、災害見舞金制度、災害援護資金貸付制度などの説明を行いました。その際、お集まりいただいた皆様から話を聞かせていただきました。

さらに、ちょうど町政懇談会等もありましたので、そちらのほうでも皆様からの意見をいただいております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 話は聞いていただけたということだったんですけども、それぞれの支援に対していろいろ説明会も行ったということで聞きましたけれども、石灰がまかれない、町で配付してくれないということについて何か聞いていますか。

要するに、今回は中の消毒だけで外の消毒はしないということで、中の消毒はオスバン

液、要するに逆性石けん液を1,000倍液に希釈できるものを2本もらったと、各家庭に。しかし、そのほか周りの汚染された草木とか道路とか、そういうのについてはそのままということをお聞きしたんですけれども、この石灰がまかれなかった理由、そしてまかれなかったらまかれなかりの対策は町ではやったのかやらなかったのか、なぜやらなかったのかをお聞きいたします。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今回、石灰をまかななかった理由といたしましては、厚生労働省のほうで「浸水した家屋を清掃される方へ」ということで、「感染症予防のためには清掃と乾燥が最も重要です」ということで、「屋外では消毒は原則不要です」ということで、また消石灰の取り扱いにつきましては、「肌や目を痛めるため、使用には十分な注意が必要」ということで厚生労働省のほうでも広報しておりましたので、町としては消石灰の配付は控えさせていただきました。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） そのことは町民に伝わりましたか。消石灰で消毒をしてほしいと、確かに目に悪いとか肺に悪いとかというのはよくわかりました。しかし、その悪いことを先に置いておいて、じゃ何もしなかったんですか。それを水に流すとか、水で流してあげるとか、そういうふうなことまではしなかったんでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思うんですけれども、ちょっと時間がなくなりますので、次に移ります。そのところ、少し検証して行ってください、どのようにしたらいいのか。下水道ですよ。要するに、くみ取り式のトイレのところなんかはやっぱりかなり汚れた汚い水が流れているはずなんです。そこのところを引けたからといってそのままにされている。粉じんとかそういうふうなものがかかなり立っていますので、そういう健康上の問題、衛生上の問題を考えていったのかどうかをちょっと検証して行っていただきたいなと思っています。

時間ないので、次にいきます。

対策本部設置、機能したのかどうかということをお聞きいたします。

さらに、城里町にはこのような災害に対応するための城里町災害対策本部を設置する条例等、施行規則が定められています。本部の設置については、施行規則第5条で、「本部を設置する場合は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。」と定められています。第2条には、「災害対策本部長は町長、災害対策副本部長は副町長、教育長及び連合消防団長をもって充る。」と書かれています。さらに、本部員には、全ての町長部局の課長初め、農業委員会事務局長、教育委員会事務局長、桂支所長、議会事務局長も配置されています。

これを見ると、災害が発生した場合には役場は総ぐるみで対応するようになっていきます。本部員、つまり課局長及び支所長の仕事の内容を見ますと、1つ、「収集された災害情報に基づき災害活動方針を検討する」、2つ、「災害対策本部決定を命令指揮する」、3つ、「本部長の命を受け本部の事務に従事するほか、必要に応じて現地におもむき指揮監督を行う」と書かれています。

対策本部は10の班に分かれていろいろな事柄に対応することになっています。施行規則には事務分掌は126項目が記されています。被災者の暮らしに全方位に対応するような内容です。しかし、先ほど私が感じたとおり、この対策本部が被災住民、町民の暮らしの隅々にまで手が及んでいるとは到底思えません。きちんと機能していれば被災者の苦悩も軽減していたのではないかと考えられます。

そこで、副町長と教育長と総務課長にお聞きします。この災害対策本部は設置されていたのでしょうか。さらに、総務課長は、本部員として10の班のうち総括班を担い、「本部の設置及び開設に関すること」、「本部会議の運営に関すること」を担当しています。会議はどのような頻度で行われたのでしょうか。もちろん、会議といっても落ちついたものができるはずはありません。ないことは承知しているところでお聞きいたします。もしきちんと対策本部ができて、どのような対策本部を立ち上げて、住民にどのような向き合いをしたのか、わかれば一人一人お答えいただきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほど総務課長からも回答がございましたけれども、災害対策本部は10月11日9時35分より設置をいたしまして、町長を初めとして、私、教育長、それから各課長出席いたしまして、設置本部行ってまいりました。12日は8時35分と夕方4時半でしたか、一日2回ほどの設置本部の中で現場の状況や対応について議論、さらには町長からの指示、そしてその指示に基づいての実施と、それから現場での対応というか、結果等の報告を受けるような対策本部を行ってまいりました。

それについての確にできたのかどうかというご判断は周りの方にお任せするといたしまして、私たち職員、精いっぱい対応してきて、町長の答弁にもありましたけれども、人的被害がなかったということが何よりだったというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 対策本部の回数的なものが手元にございませぬので、私としては概略しかこの場では申し上げられませんが、来る前から警戒本部を立ち上げるということで、総務課のほうで綿密に台風の進路状況ですとか細かな資料提供、それをもとに本部

長の招集のもと直ちに集まりました。そういう中で、12日ですか、一番接近したのは。そのときは当然、私は教育長として教育委員会所管のコミュニティセンター、そこも避難所になっておりましたので、そこに一晩、私もおりました。もちろん町長も、道の駅等、夜中にも回っていたようでございます。それは、私も翌朝回ったときに、道の駅の谷津さんというんですか、彼もそういう話をしておりました。

ですから、何よりもまず大事なものは人命だと思います。人命が、一人の命も失われなかったということで私は評価しております。と同時に、例えば教育委員会にも職員がおりますが、かつて下水道課にいた職員が寝ずにその場に行って、下水道の処理の施設を必死に食いとめておりました。機械そのもの、ポンプそのものが壊れてしまった中で、それも逐一この対策本部の中で報告し合いながら、また避難に来られた方々の状況、健康状況も全てつぶさに報告し合いました。

そういう中で、もちろん細々した部分は、消石灰ですとかそういうこともあるかと思えますけれども、また那珂西のところも、崖と申しますけれども傾斜ですよ。杉林があって、杉の大きな木があって、それを頼りに上がれば、命からがら上がるというほどの本当の切り立った崖ではないような、実は私もあそこ行きました。私は教育委員会の教育長として、まず被害に遭われた子供、それと職員、本町に勤めているそれも把握し、お見舞い等も行っていました。

そういう中で、先ほど副町長からもありましたけれども、全て百点満点ということは、災害というのは予期しないところに突如として来るものですので、そういう意味では私は、災害対策本部の職員が一丸となって、ワンチームという言葉がはやりましたけれども、まさに私は今回乗り切ったのはこの職員の方だと考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。各自、皆さんしっかりと対策本部を立ち上げ、頑張れたということでお聞きいたしました。

確かに人命救助、これが一番、人命が大切だということはもう私たちも百も承知でそれを言っております。人命が助けられたというのは、町としては本当に一丸となってやって、これはよかったと思うんです。これは当然だと思うんです。しかし、その後の生活再建についてどのように対策をしていただけたのだろうかというようなことがちょっと心配になって、皆さんにお聞きいたしました。

そういうことをちょっと踏まえながら、引き続き町長にお聞きいたします。

災害対策本部が十分に機能したとお考えなんでしょうか。さきに申したとおり、那珂西坂下の住宅には下水道が整備されていません。ごみとして出された被災ごみも、ほこりも家具も、衛生上の配慮もしなければなりません。皆さんマスクやゴム手袋などを着用していましたが、肉体を使った労働で大変疲れています。そういうときに、お風呂で清潔に保

ちたいというのは自然なことです。ところが、町が被災者に行ったのは、ホロルの湯の無料の利用券3回分だけでした。これで目いっぱい、汚れたところで働いた体をどうやって清潔にしろというのでしょうか。そういうとき、町民が切に要求しているのは、町の被災者に対する思いやりではないでしょうか。誰のための町政かが問われると思います。

また、被災ごみの扱いについても、私は同様の感想を住民からいただきました。10月28日までに被災ごみを表に出しておけば町の担当が回収に回って処理してくれましたが、このやり方は大変喜ばれました。そのことはよかったですと私も思います。ところが、10月28日まで、その後は各自が自力で町の環境センターや回収置き場に持っていくようにと、この回収置き場は白山下グラウンドだと思うんですけども、指示でした。

さきに申し上げたとおり、家が浸水して茫然となっているひとり暮らしのお年寄りもいます。その高齢者だけでなく、多くの方は、水を含んで重くなった家具を動かすのも大変という状況でした。1回では終わりません。それが、期限を切って、ごみは自分で運び出すようにと言われた梅の杜の住宅は、立て札が立てられ、黒と黄色のロープが張られました。一般の家でトラックを持っている人は多くありません。

次の日曜日でしたが、梅の杜に行くと、ごみとなった家具類をいっぱい積んだ軽トラックが何台も見受けられました。幸い、お子さんや親戚の方に手伝ってもらっているのだと思いました。一方で、そういう身内のおられない方はどのように対応されるのか心配にもなりました。町長はこのような実情をどのように見られるのでしょうか、お聞かせください。お風呂の対応、ごみの対応、お願いいたします。お答えください。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） さまざまなご質問いただきました。必ずしも質問通告のとおりでないで若干当惑しているところではありますが、被災者に対する見方、感想ということで、被災された皆さん方につきましては、大変な悲しみと苦しみの中にあるということで、少しでも役に立ちたいというふうに思っております。

お風呂の件もありましたが、被災直後にホロルの湯の職員が、待っているんじゃなくて、逆にホロルの湯の職員のほうから地域の中に入って行って無料券を配らせていただきました。広報するというやり方ではなくて、開発公社のほうから被災者のところに行って無料券を配ったわけです。さらに、その後、ホロルの湯の受付におきまして住所と名前等を書いて被災者であることを確認した上で、無料で入れるという制度を行っております。

近隣市町村でそういったお風呂の無料サービスをやっていない市町村もございますので、城里町は、ホロルの湯を町で保有していたということもあって、こうして無料の入浴サービスを長期間にわたってできているということで、城里町でよかったというふうに思われている被災者もいらっしゃるのではないかと推察しております。町直営の温浴

施設を持っていない市町村においては、そもそもそのようなサービスが全くできなかったところもあるかもしれません。

また、ごみの回収につきましても、被災者の方から、家の前まで、置いておけば回収してほしいというようなご要望がありましたので、回収を続けております。ご指摘のとおり、10月28日までにかかなりの部分が回収されたと思いますが、その後も住民の相談に乗って追加の回収も行ったかと思しますので、その点につきましては町民課長からこの後答弁をさせます。

被災者の生活再建に当たってさまざまなご意見いただきました。全てにおいて100%対応ができたかという点、確かに一部ご不満が残った点もあるかもしれません。ただし、先ほど議員からもありましたが、ボランティアの到着が非常に早く、ボランティアの皆さん方を各被災地のもとに、被災者のもとにご案内できたというのも、台風の通過直後から社会福祉協議会でボランティアの手配、ニーズ調査をみずから、地域の中に入って初動が早かったということも大きな要因だったと思ひますし、それぞれできることを一生懸命やった結果だというふうに思っております。もちろん反省する点もありますので、それはさらに改善をして次の災害に備えたいというふうに思っております。

ごみの件は、廃棄物の件は町民課長より答弁させます。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 4番藤咲議員の質問にお答えします。

ごみの回収であります。最初、基本的には10月28日だったんですが、要望がありましたので延期しまして、最終的には11月17、18日ということで回収作業をやっております。その後も受け入れについては受け付けしまして、搬入されることは可能になっております。以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

しっかりとできましたということ、確かに、全てにおいて100%の対応ができたかといったら、それはできないかもしれません。しかし、一つちょっとお伺いしたいんですけども、このホールの湯が延期されたりとか使えるようになったというのは、被災者の方全員に伝わったのでしょうか。そのときにすぐに伝わったのでしょうか。それから、職員には全員伝えてありますか。その辺をお聞きいたします。

あと、11月17、18日まで受け入れたというようなことを聞きましたけれども、確かに一部の人には伝わったかもしれませんが、これも全部の住民に伝わっているのでしょうか。どのように伝わったのかを一言、ちょっと時間がないので申しわけありませんけれどもお答えいただけますか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

全ての人に伝わるというと、全ての人にとまではいかなかったかもしれませんが、周知のためとしましては、例えばホロルの湯の延長に関しましては、申しあげましたように、まず地域の中に開発公社の職員が入ってチケットを配り、そしてその後、延長に際しましてはNHKですとか茨城新聞等の被災者支援情報に掲載をしてもらって、そういうのが毎日、新聞やNHKのテロップで流れていたと思うんですが、そういったところに掲載してもらったり、あるいは窓口に来た被災者の方々に、こういう制度がありますよということで、ホロルの湯の窓口でご案内などをしましたので、本当にお風呂に困っていて、無料でホロルの湯に入りたいという方は入れたのではないかとこのように思います。

比較のお風呂に困ってなくてホロルの湯に行かなかった方の中には、ひよっとしたら無料で入れたというのを知らなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、本当に困っていて相談に来られた方には、こういう制度ありますよということをお知らせしているのです、皆さん無料で入れたのではないかとこのように思います。

ごみの件につきましても、大体片づけが終わった方は、済んでいた方は延長されたということについて知らない方もいらっしゃるかもしれませんが、廃棄物が片づかなくて困って町民課へ相談した方に対しては、真摯に相談に乗りまして、それじゃ延長しましょうということで町民課で対応したはずですので、本当に困った方には伝わったのではないかとこのように思っております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

全ての人には行かなかったということなんですけれども、確かにわかりました、それは。だけれども、こういう災害のことについては、一人たりとも抜けないようにするのが本来の対策本部のやり方なんではないかと私は思っております。そういうことで、周知は全員に行かなかったかもしれない、ホロルの湯の利用も全員には行かなかったかもしれないというような、そういうかもしれないというようなことを言われて、ああ、そうですか、それは大変でしたねと言うわけにいかないですよ。

私は、城里町の災害対策本部がうまく機能したとは思えません。私が被災された町民の方に接する限り、町の職員が要望を聞き取りに回ったという話は聞いていないのです。一段落して城里町の例規集を見て、災害対策条例と施行規則を改めて見ました。ネットから引き出したものなんですけれども、規則です、これは。読みましたけれども、これが非常にうまく機能していれば、被災した町民の方があれほど苦しまなくても済んだのではないかとこのように思います。なれない仕事で苦勞した職員やボランティアの方々の苦勞が次の機会に生か

されるようにするべきだと考え、今回の災害をしっかりと検証して住民に向き合った対策にさせていただきたく、このような質問となりました。

改めて繰り返します。条例の施行規則によると、「大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」は、災害対策本部を設置すると定められています。今回の災害に対して対策本部が設置されたと言っていましたけれども、これがきちんとできましたでしょうか。もちろんこの条例や施行規則のことは熟知していると思いますけれども、この規定に基づいて、役場職員が一体となってシミュレーションや訓練を行っていましたでしょうか。訓練はどのように行われていたのか、隅々まで行き届くような対策本部だったのかをもう一度お聞きいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 回答させていただきます。

災害対策本部としてきちっと設立され、機能したというふうに思います。当然のことのように思われるかもしれませんが、台風の前日に7カ所の避難所が設置されると。それは、災害対策本部が機能して、7つの避難所に職員に土日出勤を命じて人を配置し、それも1人じゃなくて7カ所に何人かずつ人を配置するから同時に7カ所の避難所が設置できるわけですし、コミセンのほうには布団の運び込みなど、5人、10人単位の人を休日出勤させて避難所の設営を行ったり、あるいは台風が通過直後から一斉に11班の町職員のパトロール隊が出まして、町内全域の道路の被害状況等の情報を収集し、対策本部にその情報を上げ、すぐ処理できるものは職員で処理する、建設業者に委託するものは直ちに建設業者に仕事の指示を行って、道路の復旧、被災した公共施設の復旧等を行うと。

三連休で本来休んでいるときにもかかわらず何十人もの、一時期は三連休にもかかわらず全職員の参集もあり、これだけの職員が三連休の中、出てきて、避難所の運営、あるいは消防団との連携、被災状況に関するホームページの更新やマスコミに対する情報の提供、あるいは道路、河川等の災害の復旧などに一斉に当たったというのは、これは災害対策本部からの指示によって各課長が自分の部下に指示をしたため、このように組織としての動きができているわけです。台風が来ているんだから避難所ができるのは当たり前であり、道路が損壊したら直すのが当たり前と言われれば確かに当たり前かもしれませんが、その当たり前のことがきちんとできているというのが災害対策本部の機能であるわけです。

今回の台風に当たりまして、避難所の設置、それから消毒薬の配付、罹災証明の発行あるいはごみの片づけ、さまざまな仕事がありましたが、城里町の対応が他市町村に比べてそんなに遅かったとは思いません。むしろほかの市町村より半日早い、1日早いというようなご評価をいただいた側面もございます。

私も含め、三連休から次の週末まで、一日も休みなく深夜まで働いた者も多数ございます。まだまだ足りない、不十分だと、もっと早く、もっと一人一人に対してというご要

望はあるかと思いますが、通常の業務もそれなりにこなしつつ、追加でこれだけの災害対策の業務をこなしておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思いますし、また、一人一人の個人の生活の再建について、行政の役割もありますが、ボランティアの役割も非常に大きなものがございます。先ほど民家の敷地内のお掃除の話がありましたが、民家の敷地内のお掃除となりますと、これは行政の仕事というよりも、ボランティアの役割が非常に大きな役割を果たす分野になりますので、ぜひそういったボランティア活動の振興などにもご協力をいただければ幸いです。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

これ、町長、一人の人とか一部の人たちはやっていたかもしれません。全職員が本当に一丸となってこの規定どおりに動けたんでしょうか。全課長がしっかりと本部長のもとで動けたんでしょうか。役場職員が一体となってシミュレーションの訓練を行っていたかと私は聞いたんです。それは、一人一人は一生懸命やりました。本当にいいことも聞いています、私は。ボランティアの人たちも社協が中心となってやっていた。しかし、これを見ますと、ボランティアは社協じゃなくて、本部のほうから使命を受けた社協が動くんじゃないんですか。そしてボランティアに動くんじゃないですか。それが何か、社協が一番最初中心になってやっていたと、命令を出していたんじゃないかというようなことも、考えられないこともありました。

ですので、その辺のところはやっぱりいろんなことがたくさんあります。それが一つ一つ、大規模災害が起きたときに立ち上げなければならないという条例がここにあるんです。この条例をしっかりと頑張ってやってほしいと思います。

これは、思いついたことで恣意的にやれるものではありません。思いついたことをやって、先人の知恵が生かされなかったというのを感じられます。命にかかわる重要な災害対策は思いついたままでできるものではありません。条例規則には126項目があるのに機能していません。この条例は、全職員が動けるようになっているものです。一人一人の職員がしっかりした対策本部のもとで動けたら、どれほどの力が発揮されたかはわかりません。100%できたかもしれません。ですので、今まで被災者の訴えを聞いていただきましてけれども、災害対策本部が機能していればこのような声に本部がしっかりと向き合えるはずですよ。住民の命をどのように考えているのでしょうか。

10月27日、町政懇談会のときに、私は住民の声を聞いてくださいと町長に言いました。町長は、私は言ったでしょうとスライドを見たことを話していましたが、あのスライドは記念写真ではないですよ。避難所を3日で閉鎖したことに、早く閉じられたとおっしゃっていました。早いほど被害が軽減しますか。とんでもないことだと思います。町民は途

方に暮れていました。被害に遭われた住民から頻回に訴えがあり、住民の声を聞いてほしいと私は文書でも要望を伝えました。これらは災害対策本部が機能していれば十分に町民に届いていました。できなかったということは災害対策本部が機能していなかったと言えます。しっかりと検証して住民に向き合った対応を要望いたします。

最後に、何かお話があれば答弁をお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えいたします。

今回、台風の被害により被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げたいと思います。今回の台風の教訓を生かして、次回の災害のときにはさらには洗練された対応ができるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ぜひとも、検証しながら住民に向き合った対策を立てていただきたいと思います。そして、全職員が一丸となって、町長のもとで、町長が指示を出してもらえるような、そういう対策を立てていただきたいと思っております。ぜひシミュレーションを行ってください。よろしくをお願いいたします。

そのことを申し上げまして、次の健診の要精密検査についてに移ります。

当町のがん検診及び検診率の向上について質問をいたします。

今、国民の2人に1人ががんになると言われています。町民の健康のために、早期発見、早期治療の体制を進めることは大切です。そういう立場からお聞きいたします。

平成29年度の当町のがん検診の対象者の約7,000人に対して、胃、肺、大腸ともにその受検率が不十分ではないかということです。3つのがん検診に絞ってみますと、胃の検診では863人が受診し、そのうち74人の方が要精密検査の対象でした。肺の受診者3,131人のうち77人が要精密検査、大腸の受診1,803人のうち130人が要精密検査の指示を受けました。胃の方は12.3%、肺が44.8%、大腸が25.8%の方が要精密検査の指示を受けたという形になっています。

そこで私が着眼したいのは、要精密検査を指示されたが、胃がんの検診の人が19.5%、肺の方は12.2%、大腸の方は29.2%の方が精密検査を受けないということです。城里町の場合、検診の受診率が県内のほかの市町村に比べて県内第3位と高い率を保っていることは、町の担当の方々の日ごろの努力のたまものだと思っております。その労に敬意を表したいと私は思っております。

しかし、町民の検診は町民の健康のために行われるものであり、この3つの検診のいずれもが過半数に達していないということに満足できるものではありません。これらの対応にどのように考えているのかお答えください。

私はこのたび、1回目の検査で要精密検査と言われた町民の方から相談を受けました。要精密検査を受けるというのは大変不安なものです。私は、一人一人の不安をやわらげるよう、私自身が持っている知識で丁寧な説明を行いました。2次検査を受けないで不安なまま日々を過ごすことよりも、自分の病に正面から向き合っていくことのほうが大切です。私の説明に納得していただいたのか、相談をしてくれた3人の方は、1人は、大腸がんを切除していますが、今はすっかりと元気に毎日を過ごしています。あとの2人は異常なしということでした。

町の検診で要精密検査を指示された人は本当に不安を覚えます。早期発見、早期治療によって存命率が飛躍的に上がっているとはいえ、本人の不安や動揺は当然のことだと思います。私が注視したいのは、平成29年度の検診で要精密検査と言われた人たちが第2次検査を受けないままにいるということです。町としてこのような人たちを放っておけないのではないかと思います。2次検査の受診率を上げるための対策が必要です。町長の考えをお聞きいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

がん検診の受診率向上、それから要精密検査対象者の受診率の向上は大変重要な課題だというふうに考えております。町としてもこういった課題に取り組んでおります。

取り組みの状況につきましては健康保険課長より答弁をさせます。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

現在、町のがん検診は、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がんを実施しております。毎年、がん検診の受診率向上のため、はがきや広報による周知や健診会場での勧奨、啓発グッズの配布などを実施しているところであります。

受診状況は、職場で受診する年代を過ぎてからの60歳代からの受診率が高くなっております。県内から見ると町のがん検診の受診率につきましては、どれも県平均を超え、上位に位置しているところでございます。

がん検診を受診した方の要精密検査対象者への対応でございますが、結果と受診勧奨の通知を送付した後、未受診者に対しましては、その後最低でも2回の受診勧奨をしております。緊急を要する結果の対象者につきましては訪問をしておりますが、通常は通知による受診勧奨としております。要精密検査対象者には、緊急を要しない限り、実際にお会いして検査の必要性や受診に伴う不安の対応はしてございませんが、今後は、一人でも多くの要精密検査対象者の不安を解消できるような取り組みを検討し、受診勧奨に努めていきたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

実際に対象に対しての働きかけはございませんというようなことを答弁いただきました。私は、とてもそのところも大切だと思います。今のところ検診率が上がっているというのは、本当にこの町の努力にかかっているというようなことに頭が下がる思いであります。2次検査についても、もっとやっぱり丁寧な対応とか丁寧な説明とか、そういうものがあればもっと住民が安心して受診率が高くなっていくのではないかと私は思っております。

それで、2次検査、要精密検査を促進するためには、もう一つ、受検者の自己負担を軽減することが必要ではないかと思っております。例えば大腸がん検査の前に検査食をとらなければなりませんけれども、検査食は消化器官をきれいにするためのもので、検査に保険がききません。1,500円から2,000円ぐらいの自己負担になります。さらに、大腸カメラ検査には保険がききますけれども、高額になります。肺のCT検査は、2次検査では保険適用になるかと思えますけれども、CTは料金が2万3,000円かかります。2割だとしても4,600円、3割負担だと6,900円かかります。胃カメラでは、薬剤や検査方法によって金額は変わりますけれども、1割負担では1,500円、3割負担では4,580円かかります。

項目によってそれぞれ原因も考えられますけれども、町の努力で負担軽減をもう少し頑張ってお考えいただければいいなと思ひまして、町長の見解をお伺いいたします。これは担当課ではなく町長の見解ですので、よろしく願います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。続けて回答させていただきます。

要精密検査対象者に受診を促すことにより、早期発見、早期治療により重症化を予防し、医療費の抑制による財政的負担の軽減に努めていきたいと思ひます。また、個人の精密検査にかかる費用についても、医療保険が対象となりますが、さらなる個人負担の軽減につきましては近隣町村の状況を踏まえまして検討していきたいと思ひます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ぜひとも前向きな検討をしていただきたいと思ひます。一人でもがんになってしまつて町の財政負担が多くなつてしまうということは、がん検診でこれだけの方が受けられていない、胃が19.5%、肺が12.2%、大腸が29.2%いるということで、これらの人たちにもう少し丁寧に説明をして、受けられるように町としても努力していただければいいのかなと思ひますし、金額についても負担をしていただければいいのかなと思ひます。

自己負担の軽減、2次検査について、丁寧な、踏み込んだ対応をするためには、ゆとりのある人員確保も必要なのではないでしょうか。事は人の健康に直結する問題です。住民が安心して2次検査が受けられるように、専門職である保健師の配置、増員を町長にお願いしたいと思っております。そこまで言うてしまうと町長に答弁していただくしかないのかなと思っておりますので、町長、答弁お願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き回答させていただきます。

保健師は、地域保健における最大のマンパワーであり、地域保健を取り巻く状況が大きく変化する中、保健師の資質を向上することは、ひいては町民の健康増進に寄与するものであり、極めて重要な業務であると考えております。

今後は、保健師の人材育成体制の構築を図りつつ、引き続き町民への丁寧な対応を心がけながら体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ぜひ人材育成、お願いしたいと思います。

ただ、この人材育成には問題があります。1人の人に負担がかかるということでは、とても大変だと思うんです。私、ちょっとホームページのほうで調べてみました。平成22年の看護協会による保健師の基礎調査ということで、1万8,799人の回答の中から、行政分野の保健師の現状認識はということで複数回答でいただきました。事務量が多く保健師の業務の支障が71.1%、それから業務過多により事業の評価や見直しが困難は67.4%、対応するケースや業務が複雑で困難は49.5%、住民へのサービスの低下が47.9%という結果が出ています。

人口1万8,000人の町では保健師数は5人でも、現在の重要な難病とか歯科、保健、食育、精神保健、学生実習など、取り組んでいない業務もあると言われていています。この件については当町では行われているというようなことをちょっとお聞きしておりますが、1人にかかる負担が物すごく多くなっているのではないかと考えております。とても心配しています。

保健師の業務量が多少過多から規制化された事業が市町村におりてきています。看護協会での平成23年度の保健師中央会議資料では、児童虐待に関連する母子保健業務なども課せられています。現状のままでは、1人の保健師に負担がかかっていると同時に、業務さえこなせない状況が認識できるのではないかと思います。

しかし、だからといって今のままでは、住民にしわ寄せが来るのは納得いきません。保健師の絶対数が不足しているのではないのでしょうか。7年前からの調査でも保健師数5人は必要であると結果が出ていますが、現在でも変化のない状況が続いていると言わざるを

得ません。住民の安心と検診の2次検査に丁寧に対応できるよう求めて、質問を終わりますが、最後の答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。引き続き回答させていただきます。

町民の健康増進に向けて、健康保険行政というのは非常に重要な分野だというふうに考えております。また、その中で保健師の果たす役割というのも重要であるというふうに認識しております。こういった健康保険行政の体制について、十分なサービスが行えるようしっかりと体制整備を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 質問ではありません。

せめて1人の人に負担がかからないような体制ができるような数を何とか確保していただけるよう町長に私からもお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小坪 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 2時46分休憩

午後 2時55分開議

○議長（小坪 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告第5号、6番菌部 一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 6番菌部 一です。

私は、通告に従いまして質問を申し上げます。1つ目は、大網地区のペット霊園造成についてでございます、2番目は、河川の土砂等の除去について、3番目は、有害鳥獣駆除について、以上3点をお伺いいたします。

質問に入る前に、去る10月12日から13日にかけて本町を通過いたしました台風19号による風や河川の氾濫、水の増水等により被災をされました町内の皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

台風通過に伴い、避難所の準備、整備には上遠野町長を先頭に職員の皆さん一丸となつての作業、大変ご苦労さまでした。さらに、消防団の皆さんにも、森田団長を中心に深夜にもかかわらず町民の皆様の避難誘導や安全確保にご尽力いただきまして、本当にありが

とうございました。心から感謝を申し上げます。

まず1点目、(仮称)城里ペット霊園造成工事を行っていました株式会社ライズへの許可は今も有効なのかお伺いをいたします。

平成31年2月14日の茨城新聞によりますと、稲敷市の山林に千葉県内の土砂を搬入し、県土砂埋立規制条例違反で逮捕されたとの記事がありました。本町で許可している株式会社ライズとは関係はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長(小唄 孝君) 町長上遠野 修君。

[町長上遠野 修君登壇]

○町長(上遠野 修君) ご質問ありがとうございます。

6番菌部議員のご質問に回答させていただきます。

大網地区の(仮称)城里ペット霊園造成工事につきましては、周辺住民から懸念や心配の声が多数寄せられており、町としても重大な懸念を持っておりました。毅然たる対応をとってきたところですが、詳細につきましては町民課長より答弁をさせます。

○議長(小唄 孝君) 町民課長雨宮忠芳君。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

○町民課長(雨宮忠芳君) 6番菌部議員のご質問にお答えいたします。

まず、許可は有効かということに関してですが、ペット霊園許可事業につきましては、平成31年2月25日付で、埋立事業に用いた土砂等の全量撤去命令書を通知したところがあります。その後、事業者より土砂等が撤去され、令和元年9月2日付で、現場確認及び土質検査のサンプル採取を事業主立ち会いのもと行い、事業完了をしております。

もう一つ、除去についてと許可は有効かということですが、許可は、もう既に終わっておりますので有効ではありません。それと、除去については、一度入れたものは撤去してその検査も終わっております。

以上です。

○議長(小唄 孝君) 6番菌部 一君。

[6番菌部 一君登壇]

○6番(菌部 一君) その除去については、完全に撤去の確認を町としてはされたかどうか再度確認をいたします。

○議長(小唄 孝君) 町民課長。

[町民課長雨宮忠芳君登壇]

○町民課長(雨宮忠芳君) 先ほどのとおり、事業者、町、担当者立ち会いのもと検査をしてありまして、採取した土も地山の土ということで完了ということになっております。

以上です。

○議長(小唄 孝君) 6番菌部 一君。

[6番菌部 一君登壇]

○6番（菌部 一君） ありがとうございます。

さらに、町民課で作成をいたしました経過書によりますと、じゃ31年2月以降は残土は投入されていないということで確認してよろしいのでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 6番菌部議員のご質問にお答えします。

許可事業としては完了しております、9月2日付で完了しております。その後、無許可事業で土が搬入されたということになっておりまして、現在は無許可の盛り土が現地に残っているという形になっています。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 今年9月に、同時に同地にプレハブが設置をされ、住所が移転されたと聞いております。本当なんでしょうか。また、転入されたのは法人なのか個人なのかお伺いをいたします。

また、その直後あたりから、早朝2時、3時からダンプカーの動きが活発になり、当埋立地内に入ったという地域の情報も入っております。その点は町として把握をされ、またどのように対応されたのかお伺いをいたします。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 実際に住所を移したのは作業をしていた個人であります。プレハブを持ち込みまして居住していたという実態がありましたので、法律上問題ありません。住所も移されています。その後、早朝より土砂の搬入があり、大型ダンプの運行があったことは把握しておりますが、今現在は出入り口を封鎖しており、搬入はありません。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） ありがとうございます。

個人として住所を置いていたと知ったとすれば、正常に健康保険の受け付けとかそういうのをしっかりなされての転入だったのか再度お伺いをいたします。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 個人で住所を移したことは事実なんですありますが、保険等につきましては、社会保険なのか国保なのかという把握はしておりません。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 先ほどの経過書によりますと、町の担当者が再度その調査に訪れて、搬入された土砂や、その現状を確認に訪れた際、事業者に罵声を発せられたり威嚇をされたとありますが、職員の安全と職務遂行に支障があったと思われれます。そのときは、警察署や町の弁護士にはどのような相談をされ、手続をとられたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

事業者より現場で罵声や威嚇があったことは事実であります、笠間警察署及び町顧問弁護士等と連携をとりながら対応した次第です。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 私も直接その住民の方とはお話ししたことないんですが、やはり相当、町の担当者の方も気持ち的には落ち込んだろう、大変だったろうなと思っております。

そういう中で、これ無効であるとすれば、稲敷のほうの新聞等によりますと、無許可による埋め立てで作業員が2人ほど逮捕されたとあるんですが、やはり町としてあのままの形で置いてはよくないと思うんです。

それで、今後、警察、司法の力で解決をすべきことではないのかなと思っていますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に対して回答させていただきます。

おっしゃるとおり、司法の手で解決すべき問題かとは存じます。今後、警察等に相談して厳重な取り締まりが行われるよう、あるいは本当に違法な行為があれば現行犯逮捕も含めてやっていただくよう、警察と連携してまいりたいと思います。

また、町としましても、こういった行為に対して、より厳重な罰が加えられるよう、新たな条例の改正なども考えてまいりたいと思いますので、その際には議会の皆様方の了解をいただきたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） その過程の中で、10月28日に水質検査を町のほうで実施されたと

いうことを伺っております。その結果はどうか。

また、11月15日ころ、ドローンで現場を調査をしたと聞いております。どのくらいの量だったのか。

また、最初に戻ってしまうんですが、ペット霊園造成のときに、大網区長さんより、造成に当たっては土砂崩れ等の防止の土どめの工事をするべきと提言があったと聞いておりますが、その事実はどうかお伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 6番菌部議員のご質問にお答えします。

水質検査につきましては、10月28日に河川の水質を実施し、11月13日に結果が出ております。環境基準28項目について調査いたしました。全ての項目において異常はありませんでした。

面積についてですが、ドローンも飛ばして面積を測量した結果、約1万平米ぐらい、これは大雨で多少流れたということもありますので土量ではないんですが、面積的に1万平米を超えるぐらいということで測量結果が出ております。

大網地区の説明会なども区長さんと日程を調整中であります。土日を希望されるということで、今、調整しているところです。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） それでは、私も地元説明会には出席をさせていただきたいと思っております。この件につきましては、第1回定例会では三村孝信議員さんの一般質問、第3回定例会でも阿久津則男議員さんより質問がありました。私で3回目でありますけれども、町のほうも町長の先ほどの回答の中では全力を挙げてこれを防止するというのでございまして、どうかいい方向にいくように最善を尽くされることをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

河川の土砂等の除去についてでございます。

現在、河川等に堆積している土砂等を除去する場合はどのような工程で行われているのかお伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

主に城里町内の河川の土砂撤去というのは県管理河川が多うございますから、茨城県の発注により建設事業者が河川の土砂を払い、適法な残土処分場のところに持ち込んでいるものと理解しております。

○議長（小唄 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 私はよく区長さん等を通じて河川の土砂等の除去をお願いしているわけですが、県の回答は、町のほうでストックヤードとか捨てるところを用意してほしいという声を聞いております。

そういう中で、やはり1回で済むように、今現在の工程では河川の土砂等には、一旦、河川から上げた土砂を水切りして、それが済んでから新たなストックヤードに持って行って加工するということであるわけでありますから、工事費用が節約できるために町として何か方策を考えていれば示していただきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） 6番菌部議員のご質問にお答えいたします。

河川等に堆積している土砂の撤去には、先ほどお話があったとおり、一時的に水分等を除去するための保管場所が必要になってくることとなります。また、最終的には、ほかの建設残土と同様、最終処分の必要があるとの認識を持っております。

また、この件に関しまして、今年度、建設残土処分場及びストックヤード整備検討委員会を設置し、町内に処分場等の整備をするための検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） たまたま私も、この一般質問を考えてから、そのようなストックヤード検討委員会に出席をするようになりました。その会議においても有識者の方から貴重なご意見が出されました。今後さらに議論を重ねることにより、よりよい案が示されることを期待いたします。そういうことで、新しいストックヤードを町のほうで探して、残土等の処理がスムーズにいくように願っております。

続きまして、3問目の有害鳥獣駆除についてお尋ねをするわけですが、その前に、昨年3月定例会において、河原井議員のイノシシの被害について、その質問に対して町長は答弁の中で、ホロルの湯ではイノシシ肉を提供しておいしく食べているとか、イノシシ肉は単なる迷惑なものとは捉えず、餌の要らない山の恵みと捉え活用したいと答弁をいたしました。

それを傍聴した方は、何を言っているんだろうかと。イノシシの肉はいまだセシウム量が高く解除になっていないのに、あたかも解除になっているがごとの発言や、田畑の農作物を食べ荒し、大きな被害を受けている農家の皆さんの心情を逆なでするような発言は許せないと、ぜひ町長に発言撤回を求めてほしいとのことでもあります。真摯に受けとめて撤回をお願いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

有害鳥獣、イノシシ等の被害に遭われた皆様方には、本当につらい思いをされているということでお見舞いを申し上げたいと思います。また、私の発言により不快な思いをされたということであれば、その点につきましてもおわび申し上げたいと思います。

山の恵みという言葉であります。今、農林水産省の農村振興局では、主要な施策としてジビエの活用などを行っておりまして、例えば「山の恵みマッチング事業2019」ということで、インターネット等で調べていただければ農水省の事業で行われているということがわかるかと思えます。

そういったところを背景にしますと、例えば「里山新見のめぐみジビエ肉味噌」とか販売をされておりまして、地元の道の駅、JA、観光協会などで販売され、今紹介した商品などは年間8,000本の出荷があり、「フード・アクション・ニッポンアワード2018」を受賞するなどといったことが記載をされておりまして。

本当に有害鳥獣の問題というのは深刻な問題である一方、同じイノシシという問題に直面して、それを加工し地域の特産品として出荷している地域も実際に存在するということが、地域にお金を落とすとしてくださる都会の観光客の皆さんから見たときに、うちの町は有害鳥獣が大変なんだというふうな情報発信と、それから実際に出ているホームページの表現を見ますと、「山々で狩猟により捕獲された猪は、肉質が美味で栄養もあり、調理により、煮込めば煮込むほどその食感、味が増します。」などということ売り出している市町村が実際にこのようにあるわけですので、地域の発展を願うのはどこの地域も同じだと思うんですが、被害が大変だということで、その被害を少しでも小さくしたいと思えます。

それと、それを活用するというのは両立することですので、そういったことで、ぜひそういった形で意識を持っていただければというふうに思えます。

城里町におきましては、セシウムの問題がありますが、食肉加工施設が整備されまして、全頭検査ができれば販売用に出荷することは可能でございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 町長は、やはり本当に困っている生産者の気持ちはわかっていないと思うんです。実は、私の知っている方なんです。遠くからお嫁に来て旦那さんが先にお亡くなりになったものですから、奥さんと子供でその農地を守っているわけです。ところが、ここずっと猟友会の皆さん、これからお話をするんですが、努力によってイノシシは大変とられてはいるんですが、それ以上にやはり増えまして、もう電柵等の防御をしてもすぐ入られてしまって、来年は田んぼはつくらないよと言っているんです。

だから、町長、その気持ちとして、昔はイノシシ等の山のけものは有益な資材となっていたかもしれないんですが、今のこの被害を受けている方の心情はやはり納得いかない思いだと思っていますので、町長の思いは思いでいいんですが、町長の発言は大変重いんです。ですから、そこらのところは慎重に発言をお願いしたいと思います。

続いて、その有害駆除でございますが、鳥獣害被害対策実施隊の皆さんにおかれましては、日夜を問わず有害鳥獣駆除にご尽力いただきますことを大変ありがたく思っております。それらに伴いまして年々捕獲頭数が増えているとお伺いしております。

しかしながら、今ご活躍されている隊員の皆様もやはり高齢化が進んできています。後継者を育てていただくためにも、希望すれば狩猟免許取得者には無条件で駆除隊のほうに加入できないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 6番菌部議員のご質問にお答え申し上げます。

有害鳥獣のイノシシ対策に関するご質問でございますが、城里町では、野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、平成29年10月に城里町鳥獣被害対策実施隊を設置いたしました。有害鳥獣の駆除に当たりましては、実施隊の身分につきましては、町から委嘱を受けました非常勤特別職となっております。現在数で申し上げますと、26名の隊員の方が有害鳥獣捕獲の活動を行っております。

イノシシの捕獲実績を申し上げますと、議員ご指摘のとおり年々増加しておりまして、平成28年度が180頭、平成29年度が249頭、平成30年度が271頭、令和元年度、今年度の11月末時点で申し上げますと508頭の捕獲実績となっております。

これは時期にもよりますが、捕獲に当たりましては使うものは銃器、鉄砲です。あとは箱わな、くくりわな等を使用しまして捕獲を現在行っております。有害鳥獣の駆除に当たりましては、捕獲確認後にとめ刺しという行為を行います。捕獲されたイノシシのとめ刺しに当たりましては、非常に危険を伴うために、狩猟経験を豊富に積んだ隊員の方が現在6名でとめ刺しの行為を担当していただいております。

加入希望の狩猟免許取得者を無条件で加入させることができないかというご質問でございますが、鳥獣被害対策実施隊の委嘱につきましては、城里町鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づきまして、猟友会城里支部が推薦した方に現在委嘱しております。実施隊の委嘱につきましては猟友会に推薦をお願いしておりまして、推薦に当たっては、城里支部での推薦の基準等も含め、適切な推薦をいただいているものと考えてございます。

今後とも、有害駆除が効果的に実施していただけるように隊員の推薦をお願いしてまいりたいと考えてございます。また、有害駆除を安全かつ効果的に実施していくためには、新規の狩猟免許取得者の確保も非常に重要と考えてございます。狩猟免許取得者の確保のために、新規狩猟免許取得者へ、町の単独事業としまして免許取得に係る費用の助成を行

いまして、狩猟者の確保を今後図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小唄 孝君） 6番菌部 一君。

〔6番菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） ありがとうございます。

猟友会さんのほうの推薦ということで、なかなか全部加入ということは困難なのかなと思っております。しかしながら、やはり町のほうといたしましても、猟友会の皆様と協議を重ねて、やはり免許を取りましたら年間を通じて猟ができることは私たちとしても望んでいるところでございますので、その点をご指導の方よろしくお願ひしたいと思います。

次に、捕獲したイノシシの報奨金として、成獣は国・県・町で合わせて1万6,000円と伺っております。幼獣、ウリ坊は半分の8,000円となっておりますが、1年たつと幼獣でも成獣となりまして農作物への被害を与えます。同額にならなくてももっと考えていただければいいのかなと思って、町長のお考えを伺います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 有害鳥獣のイノシシの捕獲に伴う報奨金につきましては、国や県の制度に基づくものでございます。詳細は農業政策課長に答弁させます。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 6番菌部議員のご質問にお答え申し上げます。

有害鳥獣のイノシシの捕獲に伴う捕獲報奨金についてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、成獣及びウリ坊という形で金額に差異が生じてございます。同額にできないかとのご質問でございますが、捕獲報奨金の交付対象となるものにつきましては、町長より依頼を受けました鳥獣被害対策実施隊が有害駆除した場合に捕獲報奨金の対象となっております。

有害駆除に伴います捕獲報奨金につきましては、ウリのマークがなくなりました成獣といたしますか、こちらのイノシシにつきましては、国から8,000円、県から4,000円、町から4,000円ということで合計1万6,000円が支払われてございます。ウリ坊、幼獣でございますが、こちらにつきましては、国が1,000円、県が1,000円、町が4,000円ということで合計6,000円が支払われてございます。

報奨金につきましては、国から鳥獣被害防止総合対策交付金によりまして、県からは茨城県鳥獣被害防止促進補助金実施要領によりまして、町からは城里町鳥獣被害対策実施隊設置要綱により、お支払いのほうをさせていただいております。それぞれの規定により支払われているために、捕獲報奨金につきましては金額の差が生じておりますことをご理解いただきたいと思います。

なお、幼獣の捕獲に関しましては、国・県は先ほど申し上げましたように1頭1,000円

となっておりますが、町では、幼獣につきましても成獣と同額の1頭当たり4,000円のお支払いをしております。引き続き町の取り組みとしましてこの水準を維持し、実施隊員の処遇改善に努めてまいりたいと考えておりますので、あわせてご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小唄 孝君） 6番 菌部 一君。

〔6番 菌部 一君登壇〕

○6番（菌部 一君） 申しわけございませんでした。幼獣は6,000円ということでございます。

町民の皆さんがこのイノシシの被害に苦しんでいる現状を理解されまして、狩猟される方も安心して猟に専念できる環境を町としてつくっていただきたいと思っております。そのことをご期待申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で6番 菌部 一君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第6号、8番 河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。
8番 河原井大介君。

〔8番 河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 議席番号8番 河原井大介でございます。

先般、台風によって大変な被害に遭われた多くの皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

先ほど来、各議員からこの災害についての質問があったというふうに思います。その中で幾つか私のほうからも確認、質問させていただければというふうに思っております。通告順で質問をさせていただきますので、簡潔な答弁を執行部におかれましてはよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、消防団の活動、先ほど藤咲議員が条例の中でもお話をされておりましたけれども、さらには城里町の地域防災計画等々には、災害対策本部の中に、当然、町長をトップリーダーにし、その中で先ほど副町長、教育長、そして消防団長という形の中で防災の対策本部というふうになっているわけです。

この実態として、今回の災害の中でこの消防団の役割ですね、それについてどのような認識をされているか、どのような形でやっていただいたか、まずそこら辺を最初に確認させてください。

○議長（小唄 孝君） 町長 上遠野 修君。

〔町長 上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、8番 河原井議員のご質問に回答させていただきます。

消防団の活動についてどのように見ているかということでございますが、災害の際、消防団の皆様方におかれましては、避難誘導あるいは危険な道路に町民が立ち入らないよう

に警戒をするなど、さまざまな活動を、重要な役割をしていただいております。

今回の台風19号の対応については、災害対策本部設置時点から消防班として活躍をいただきました。11月12日から本部による各管轄地区巡回を初め、同日22時ごろより七会地区の浸水対策、翌13日午前1時45分から家屋等の積土のう、避難勧告に対する呼び掛け、その後、舟による救助、通行どめ等の交通誘導、道路の土砂の撤去活動や、さらに女性消防団員による避難所の訪問、避難者の心のケアなど、多種多様な活躍をしていただきました。

ご協力いただきました消防団員は延べ519名で、心より感謝を申し上げます。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 簡潔な答弁ありがとうございます。

ちょっと認識の違いとか確認作業とかありまして、先月ですか、新潟県の糸魚川で消防団の幹部研修会、私も実は参加させていただきました、大変勉強させていただきました。さらには、先日行われました消防団の出初めの全体訓練等々。

先ほど藤咲議員もお話しされていましたが、各消防団に対してはどのような総括とか、こういった問題点があるのかとかいうのを、今アンケートみたいなものでまとめていらっしゃるというふうに確認はしております。

先ほど台風19号、12日というふうな話があったんですが、土曜日の午後7時ごろから対策本部を設置されていたと、会議があったと。その中では消防団の団長は来ていて、次の日の13日早朝7時から全体会議を開くという話があったようです。災害対策本部を開くと。

ただ、消防団の団長が副本部長という役割に組織運営上なっているんですが、その席に団長が来る前には、災害対策本部が13日の早朝7時に終わっていたという話がありました。その後、各消防団の団長さん含めたところで、消防団との連携がややちぐはぐだったという話があります。

具体的にはこういうお話です。

例えば桂支所で土のうが置いてありますと。土のうが置いてあるので、それで水防に向かうわけですね。早朝2時からだったそうです。その際に、車は町で用意してあるのかと言ったら、ないと。公用車がないと。自分たちの車を使ってくださいというお話があったと。じゃ、逆に軽トラとかトラックとかそういうのがない場合、公用車を出してくれないかといった場合には、役所の正職員が同乗していなければその公用車は使えないというお話です。

これはどういうことかということ、消防団活動、正確に言いますと消防団員は非常勤特別職公務員、地方公務員という役割の中で法律で規定されていますので、通常、災害時、しかも災害対策本部ができ上がっている最中においては、消防団員はまさに同じ公務員だろうと。202名いらっしゃる正職員と同等の権限を有するのではないかなというふうに解釈すべきなんだろうと思うんですが、消防団は消防団、町は町で、トラックとかそういった

ものは基本的にはお貸ししない、同乗しないと無理なので貸せませんと。

ここで幾つか問題がありました。実は、土のうを積んでいた消防団員が自分たちの車を使う、もしくは隣のお家から借りた軽トラを使っていた。その際に水没してしまいました。4台です。この4台の問題ですね。これはいろいろ話を聞くと、少額ではあるけれども共済か何かで負担していただいたという話なんです、この消防団の活動内において公用車を貸せるのか貸せないのかという明記、プラス、結局、問題があったときにそれを補償してあげる、同等のものをお返しできるのか。そういったことというのはこの中でどのような、城里町の防災計画というのがありますが、プラス、そういった解釈の中でどのようなものがあるのかちょっと確認させてください。

ちょっと時間もあれですから次の質問と重ねてしますが、消防団、確かに訓練等々をするんですけども、よく考えると、例えばAEDの使い方とか、先ほど議員のほうからも水防団、そういうのを創設したらいいんじゃないか、まさにそういった有意義な提案があったと思います。

まさに本当に必要なことで、地域防災計画の中には、地域防災計画の風水害、ページ30の第2の防災訓練という項目がきちんと載っているんですが、そこに防災訓練、こちら今回、避難訓練と書いてありますけれども、一応、防災訓練という認識でよろしいかと思えます。そこを見ますと、城里町、城里町消防団、関係機関、こども園、例えば保育園とか幼稚園とか小学校、中学校、教育委員会、お医者さん等々、年1回は火災訓練、震災訓練、避難訓練をなささいというふうに、実施しますと書いてあります。こういった形というのは具体的にできるのかどうか。

消防団の皆さんと話したときに、糸魚川に行った際にも、幹部研修会で話した際にも、やはり避難訓練とか、具体的にそういうものもやっていく必要があるだろうと。そういうのを、もう少し具体的に事務局のほうでも話し合えないでしょうかということでありました。

まず、そういったところから消防団の身分保障、そしてそういった被害を受けた際の補償、さらには避難訓練をする形、消防団として一緒に、どの場で、どのように、この防災訓練に対してどのような認識を持っているか、まずその観点からお答えをいただければと思います。

○議長（小坏 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、消防団はどのような身分なのかということですが、非常勤の特別職ということで規定されていますので、間違いはないと思います。

ただ、公用車が貸せるのかということでありましたけれども、保険等の問題がありまして公用車の運転等はちょっとできないかなということで、多分、公用車はなかったのかと

思います。

それと、水没した消防団員の車につきましては、消防団員公務災害補償制度によりましてお見舞金という形で出る制度はございますけれども、団員の車の補償ということで、町の条例、規則等、制度がないため、補償についてはなかなか難しいという状況であります。

なお、団員の車の補償をしているところは県内にはございません。全国的には、大規模災害の後に見舞金制度をつくった自治会等も何カ所かあるような状況であります。

それと、避難訓練でありますけれども、県とかが実施する大規模な避難訓練も大切であるとは思いますが、それよりも地域の人々の顔がわかる小さい単位での避難訓練等も大切かなと考えているところであります。それは、各地区に自主防災組織等が設置されている場所もございますので、その辺と協議をいたしましてこれから検討してまいりたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） これから非常に災害が増えていくという中において、今までは確かにそういうルールがなかったのかもしれない。消防団が使っていただいて、要は水没してしまったり事故を起こしてしまったり、そういったものに対しては補償がなかったかもしれない。ただ、これからきちんとそういうことを検討していく必要があると思いますし、ちゃんとやらなければ、消防団員の数はどんどん減っているわけですから、まさにそういった自己責任で、ボランティア精神でやり続けることは限界が来ないのかというと、それはおのずと、もう重々答えは承知していると思いますので、あえてそこは言いませんが、当たり前の補償を当たり前にする、そのぐらいの自治体の防災に対して寄り添う姿というものは必要であろうというふうに思っていますので、そこはできるだけ早く、4台の車が水没しています。消防団に確認をしていただいて、どういうふうな手当てをするか、そしてさらにはどのようなこれからのお話ができるか、今後の話し合いを進めていただきたいというふうに思います。

そして、消防団の訓練、これは消防団とは限定はしません。避難訓練や、大規模なものや小規模なもの、要はシェイクアウト訓練とか、県とかでやってやるやつなんですけれども、そういうものとか、自治体防災組織でやるという話なんですけど、大きいとか小さいとか、今ちょっとそういう議論ではなくて、そのエリア、具体的に言います、消防団だったら各地域の分団があります。つまり、その地域の実情をしっかりと知っていて、どういう訓練が必要かという人間たちが消防団にいるときには、そういったところと連携しながら、まずは小さいエリアで、小学校単位、学区単位で避難訓練等をやってみてもいいんじゃないか。

これ、昨今テレビでよく見るんですけれども、地震が非常に起きる確率が高くなっていると。今回、水害、非常に甚大であります。さらには、東日本大震災の教訓を受けて、城

里の防災計画の見直しを何度もされている、原子力の問題も入っている、プラス、その中においてこの訓練のやり方についても厳密にされています。しかし、検討するんじゃなくて、この城里町の防災計画には訓練を年1回やるというふうにもう書いてあります。書いてあるんですね、実施すると。これももう一回見直していただいて、検討というか、やらなきゃいけないというふうに書いてありますので、やらなきゃいけません。ですから、やっていただければ。検討というのはやり方の、戦術的な内容の検討であって、やるかやらないかはやるということはここで明言していただきたいなというふうに思っています。

それで、ここでプラス、先ほどの避難所の運営の仕方にもあったと思うんですけども、この防災計画にはあるんですが、病院の話もありました。医療関係団体との協力体制の強化ということが盛り込まれているんです。実際、地震とか災害ですからやはりけがをしたり病気になったり、そういうときにどのような対応を今考えていらっしゃるのか。

プラス、時間がないのでちょっと先に進みますけれども、町が実施する、先ほど言った防災訓練等々に参加してもらえるのかどうか、お医者さんや薬剤師さんやナースだったり。つまり、ここに書いてあるのは協議会とか会議等を開くと、それで日ごろから相互の連携を図りますよというふうに書いてありますので、そこら辺は今までどうだったのか、もしくは、これからどうするのかということを重ねて質問させていただきます。よろしく願いします。

○議長（小坏 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えをいたします。

まさに計画に書いてあるとおり実施するというので、やり方の検討をさせていただきたいと思います。

それと医療関係との連携ということで、町は茨城県県央医師会と災害時の医療救護に関する協定、それから東西茨城歯科医師会と災害時の歯科医療救護についての協定を締結しています。さらに、大規模な災害になりますと、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATと呼ばれるものですが、こちらの本部と調整して派遣を要請するなどの措置をとることになっております。

実際の訓練のところで、実際に医療チームの派遣を要請できるのかというところにつきましては、ちょっとはっきりした認識はございません。すみません。

○議長（小坏 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても訓練等々はしていただく。

ちょっとここで再度確認させていただきますけれども、いずれにしても今後、この災害等々に対する防災訓練は行っていくという確認ができました。

2つ目に、ちょっとさっきの確認をもう一度とりたかったんですけども、消防団等々が個人の車を使用した場合、それは災害のために土のうを積んだりしているわけですから、当然災害での事故だったり事件だったりするわけですが、そういったときの補償があるのかどうかは、これきちんともう一回確認をしていただきたい、答弁をいただければというふうに思っています。

同時に、消防団員が職員と同乗をしていなければ公用車の使用はできないという話がありますが、緊急時、土のうの運搬だったり、まさに避難をされる方の送り迎えを例えば役場職員だけで対応できるのかと。総勢500名以上の消防団員が当日、災害のときには一緒に行動していたわけなんですけど、ある意味、消防団長も含めたところで、次の日の会議からしばらく、定例会議の間、いわゆる城里町の災害対策本部というものには消防団長が入っていなかったという話も漏れ伝わっておりますので、そこら辺は確認はしていきたいというふうに思っていますけれども、具体的にそこら辺の話と、消防団員がまさに戦うときに公用車は貸せませんと、そういう話はなかなかないだろうと、だったら保険変えればいいしという話があります。まさにそこら辺をまとめてお答えをいただければというふうに思っています。

いずれにしても、消防団が具体的に活動の範囲の中で補償してほしい、車とかあるわけですけども、そういうものは、やっぱり同じ立場になって一緒に戦っている仲間ですから、ワンチームという言葉がありましたので、まさにワンチームで考えていただければと。これは災害対策本部長の町長、答弁を明確にお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

今回の台風に際しまして、出勤して水害の被害に遭った消防団員の車両に対するお見舞金等の支給につきましては、消防団の幹部会議等で一緒に話し合いまして、そのお見舞金の金額等の支給を定めたところでございます。

また、非常時に消防団員が公用車を使えるようにすべきというお話をいただきました。この件につきましては、公用車の使用だけにかかわらず、実際の台風のときに消防団員と役場の職員がどのように連携するのかという、より大きな課題として、今、消防団に対しまして、こうすべきではないかというような意見もこちらからも提示し、また消防団からの回答もいただこうということで、双方協議を開始しているところでございます。来年度の予算編成に向けて、どういうふうな形になるかしっかりと協議をしていきたいというふうに思っております。

役場職員の公用車を消防団の皆さん方と一緒に使うということは、あってよいかとは思いますが、ただ一方で、例えば都市建設課で何台か車を持っていますが、それは都市建設課が、台風が終わった後、一斉に道路の復旧確認のために使わなければいけないので、

それを誰かに使われてしまうと、台風が終わった後、都市建設課が使えなくなってしまうと、これはまた道路復旧ができなくなってしまうと。水道課が持っている車は車で、台風が過ぎ去ったら一斉に水道課の職員がみんな乗って水道施設の点検に出発していきますので、またそれが事前に貸し出されてどこかに行ってしまうと、それはそれで水道施設の復旧に支障が出てくると。

健康保険課は健康保険課で、例えば今回、消毒薬を各戸に配付して歩きましたが、そういった形で健康保険課の職員が消毒薬を配付するためにある程度確保していかなければならないということで、消防団の皆さん方とどこまで、どの車が共有して使えるとかそういったことはきちんと事前に整理しておかないと、自由に使っていいですよという形で来て、どんどん貸し出してしまおうと秩序がなくなってしまうし、一方、消防団も消防車として50台ぐらいを保有しているところもありますので、そういった形で、そもそもどういう業務を共同で行うのか、どういう体制を構築するのかというところから見直す中で、公用車の消防団への貸出基準というのが全体の見直しの中で出てくるのかなというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしましても、きちんと話をしながら進めていく、つまり報連相、報告・連絡・相談を、つまり伝達訓練とかそういった会議を、先ほど来から話していますが、防災訓練という位置づけは、ただ単に表面上でやっているものではなくて、もちろん机の上でもきちんとシミュレーションしなければいけないし、話をしなければいけない、そのことがとても大切であると。新潟県糸魚川市の講習会の中でも非常に強く印象に残った言葉があるかと思いますが、つまり、日ごろからやっていないことは本番では絶対できない。報告・連絡・相談をとりながら日常から訓練を、少なくとも訓練はするんだというふうに、我々、明確にルールをつくっているわけですから、やって、次の災害へ、減災・防災に向けて取り組んでいくワンチームの姿が求められているかというふうに思っています。そのことをお伝え申し上げながら、次の質問に移ってまいります。

J2、株式会社水戸ホーリーホック、この報道についてであります。

先般、もう3週間ほど前になりますけれども、水戸ホーリーホックが次なるステップとして新スタジアム建設構想を掲げた。クラブ創設30周年となる2024年の竣工を目指して、民設民営による新スタジアムづくりを考えております。さまざまな、100億円のスタジアムだという話ありますけれども、この話というのは事前に役所のほう、城里町にはお話はあったんでしょうか。

具体的に社長も退任される等々の新聞報道、さらには教育だったり福祉だったり防災拠点となるようなスタジアム、一丁目一番地でビジネス展開していくんだというお話ありますが、そういったお話というのは聞いていたんでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、引き続き回答をさせていただきます。

今回の100億円の新スタジアム構想ですが、民間企業が民間のお金で行うものですので、城里町として直接関与するものではないという認識でございます。

そういうことではございますが、新聞が出る前日に電話がありまして、あしたこういう形で新聞記事が出ますよというお知らせだけはありました。ただ、記者発表の前なので、私が口外するわけにもいきませんので、そういう新聞記事が出るんだなということで心にとめておいたということにとどまります。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 非常にいい構想だと思います。もちろん、100億円できちんとスタジアムつくって、一丁目一番地でビジネス展開をして、元気よくまちづくりしていこうというホーリーホックのビジョンですから、とても素晴らしいと思います。

ただ、城里町はきょう現在まで、いろいろ込み込みでお話ししますけれども、設計費だったり建設費だったり、それから維持ランニングコスト、細かい駐車場整備、軽トラを買ってあげた、それから芝生の管理、役務費で160万ぐらい持ってあげているとか、さまざま細かいことを足すと4億円以上のお金が旧七会中学校の「アツマーレ」クラブハウスというものに投資されています。税金を含めた公金等が投下されています。

つまり、ここで私、大事なのは、民間なので、それは民間だからやってくださいと、民設民営だしやってくださいというんですが、J2だったら別に構いはしないんですよ。J1に上がるクラブチームは何が必要なのかというと、天然芝一面コートを持った「アツマーレ」のようなクラブハウスが1つ、もしくは1万5,000人以上が収容可能なスタジアム、これ両輪なわけです。

新聞報道によると、2年前から情報が入っていたということなので構想があったということなんですけれども、そもそも、これもっときちんと整理して話しますと、水戸ホーリーホックのクラブハウスは、町長も含め、私たちも含め、企業誘致というふうに取り上げて入れたものなんです。今回、100億円のお金はよくわかりませんが、とにかく元気いっぱい、スタジアムをつくってやっていくんだという話なんですけれども、もちろんこの企業誘致でいろいろ話し合いをできるチャンスがあるのかなと、私、思っていたんです。

そうしましたら、おととい、議会事務局で資料の作成をしていたところ、ホーリーホックの沼田社長とお会いしまして、沼田さん、この報道についてと。実は一般質問する前に

内容をちょっと、ある程度お話聞いております。町長もその後お話を聞いているやに聞いておりますけれども、いずれにしても、その内容について公にこういうことどうだろうと話したときに、我々はこのクラブハウス、水戸ホーリーホックは企業誘致で持ってきているんですね。ホーリーホックがビジネスチャンスだと思ってやっている。つまりこういうことです。雇用の創出だったり新しい産業を創出していくとか、要はビジネスチャンスとして捉えていくということを言っているときに、我々もそういったことに、クラブハウスの立ち位置として、自治体だけれども一緒になってビジネスチャンス、つまり雇用だったり、城里町が元気いっぱい楽しい町になるように一緒に話し合えますかと聞いたところ、当たり前だと、そんなのは。どんどん提案をしてこいと社長はおっしゃっておいりました。

つまり、まちづくり戦略、まちづくり戦略課が所管であります。具体的にこの報道を聞いて今どういうふうを考え、どういうふうに行動し、どういうふうビジネスチャンスをホーリーホックと得ようか。だって、一丁目一番地の企業誘致はまず水戸ホーリーホックが、我々が約4億円近い公金というものを投資しながら、一緒になって今歩んでいこうと。まさに先ほど来ワンチームだと言っているわけですから、そういったところの考えというのはどういうふうを考えているのでしょうか。これからこの報道を受けた後ですよ。

社長はどんどん提案してくれという話をしていきますから、まずそういったところを受けとめながら、具体的にこれからのおつき合いの仕方、プランニングの仕方があるのであれば教えていただければと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ホーリーホックの新スタジアム構想についてということではいろいろご質問いただきました。

まず、皆様もご承知のこととは思いますが、よく注意しなきゃいけないのは、「アツマーレ」は、ホーリーホックのクラブハウスではなくて七会町民センターでありまして、その一部をクラブハウスとしてホーリーホックに貸しているということで、床面積の半分以上は七会支所あるいは公民館の機能、体育館など町民の利用に資する施設として半分以上の建物面積が使われております。

また、グラウンドにつきましても、今、火曜日と木曜日、グラウンドゴルフの無料開放を週2回に増やしましたが、ほぼ100%利用していただいているということで、利用時間の面でも、ホーリーホックの利用時間よりも住民の利用時間のほうが、最近はある程度余裕を持って上回っているというふうな報告も聞いておりますので、「アツマーレ」イコール、ホーリーホックのための施設じゃなくて、城里町の町民とホーリーホックの共同利用施設であるということは、この場をおかりして強調しておきたいというふうに思います。

ホーリーホックの社長からどんどん提案してほしいということがあったということで、それは大変結構なことだというふうに思います。何分、急なことですので、ホーリーホックとこういう新しい共同事業を起こそうという具体的な施策が今あるわけではございませんが、もし議員各位からこういう共同事業を新たに始めようという提案があれば、ぜひお知らせいただきたいというふうに思います。

今回のスタジアムは、水戸市内において、水戸ホーリーホックが自分でお金を集めて誰かにつくってもらおうという話でありますから、町としては、できれば城里町に近い場所につくってほしいものだなとは思いますが、新たにスタジアムのために資金拠出をするとか積極的な財政負担をするということは避けたいというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） もちろん、これ以上税金使わないというか、もうそれはなかなかできないと思うんです。ここまで町がホーリーホックのためにスポンサー的な感じでやっているわけですから、それ以上はもちろんできないのは重々承知していますし、これ以上はなかなか、限界が出てくるというふうに思っております。

だからこそ、共同利用をしている「アツマーレ」、町民センターとクラブハウス、新聞、テレビに出れば、水戸ホーリーホックのクラブハウスというふうにやや大きく当然出ちゃいますよね。でも、それは共有できているんだと、そういった話はとても大事だと思うんです。

ただ、城里町として、我々の提案もそうなんです、まず戦略的に彼らがどのような動きをするのか、誰が社長になるのか、そういうことはとても大事だと思っています。内容は、細かい話はちょっとまだ言えないところもあると思うんですが、社長さんも含めて、ホーリーホックさんのほうもまだ難しいところはあると思うんですが、これから決まっていっていきましょう。ただ、やっぱり報告・連絡・相談、どういうふうにやっていくのか。だって、J1に上がるためにはクラブハウスがなきゃいけないわけですから。

ここでちょっと確認なんです、町民の方々から結構ご連絡というか、お会いするたびに聞かれるんです。もう「アツマーレ」はクラブハウスは要らないんじゃないのか、出ていっちゃうんじゃないのか、その点どのように確認されていますか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

スタジアムができ上がった後、「アツマーレ」から出ていってしまうんじゃないかというふうなご懸念を持っていらっしゃる方がいらっしゃるということですが、それはないというふうに認識しております。

この件につきましては、日本建設新聞社から、専用スタジアム建設に関する記事が出て

おりますので、この記事を読み上げる形で確認をしたいというふうに思います。

スタジアムの規模は、J1クラブライセンスを取得するため必要な条件を満たし、1万5,000人から2万人程度に想定、また4方向に屋根を設置し雨天の折にも対応する。

建設場所については水戸市内としているが、現段階では候補地が複数箇所あり、調査を行っているという。なお、建設場所の条件として、駅やインターチェンジへのアクセスの容易さ、大きな道路への接続のしやすさ、近隣住民に迷惑がかからないことなどを挙げている。

施設機能は、試合観戦に加え、教育や福祉、防災機能などをあわせるものにする。具体的には、コンサートや展示会、スポーツに特化した学校、国際交流拠点、備蓄倉庫などを想定している。

整備手法は民設民営とし、現段階で施主や設計施工、ファイナンス面で多数の企業が協力を名乗りを上げているという。事業費については、他クラブの整備費を踏まえ約100億円程度になると想定している。

ここから先が大事ですね。

また、新スタジアム建設とあわせてアカデミー拠点整備も計画し、トップチームの練習場である城里町の「アツマーレ」とすみ分けを行うことで、ジュニアからユースまでの育成を強化していく。なお、アカデミー拠点が新スタジアムに隣接するかどうかは未定だという。

ということで、皆さんがご心配されるのは、このアカデミー拠点というところがあるので、それが練習場で、トップチームがどこかに行っちゃうんじゃないかというような、そういう印象で心配される方がいるかと思うんですが、この新聞記事にも明記されているとおり、アカデミー拠点というのは城里町の「アツマーレ」と違うものですよということなんです。

具体的には、水府の河川敷のグラウンドが今アカデミーの拠点になっていまして、河川敷のグラウンドでジュニアとかユースの方が練習しているわけです。中学生とか高校生の練習場が今、河川敷のグラウンドになっているわけですが、これが今年の台風でも水没しておりますし、毎年のように水害で河川敷のグラウンドは水没してしまうので、ジュニアとかユースとか、トップチームじゃなくて青少年の練習場を河川敷から上に、水害の被害のないところに設置しましょうというふうにこの記事からは読めるわけですし、沼田社長も同じようなことを言うておりますので、あくまでトップチームのクラブハウスと小・中・高校生の施設というのとは一緒になりませんので、それはそれ、これはこれでご安心いただければと思います。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ちょっとわかりづらいんですけども、いずれにしても、「ア

ツマーレ」はずっとクラブハウスとしてやっていくんだということを確認されているのかどうかを聞いたかったんです、社長と。でも、もう社長じゃないのかもしれませんが、もしかしたら社長じゃなくて違う役割になるのかもしれませんが。ということは、次の社長さんは誰になるのか、次の社長さんとどのように話していくのか。

「アツマーレ」の維持管理費についても、これ当然なんですけれども、クラブハウスとして、車の両輪じゃないんですけれども、スタジアムですよ、「アツマーレ」、クラブハウスをつくるのであれば、クラブハウスを維持管理しなければなりません。そのお金の出し方だったり、そこは結構難しくなってくるんです。やはり限界も出てくる。薄々、町長もわかっていると思いますけれども、財政的に厳しくなってくるのはもう明らかですから、そういったところを、これからクラブハウスの運営のやり方、経営のやり方について、次期社長さんになるんでしょうか、協定書の見直しだったり、そういったものも話し合わなければいけません。

だって、なぜなら100億円のビジネスで、向こう側も、一緒になって商売やりましようと言ってくれているわけですから、雇用の創出、まさに産業、さっき言っていた伝統工芸品だったり「レッドポアロー」だったり、さまざまな意見があります。そういったものを一緒に水戸ホーリーホックも売り出すと。最初、ベトナムのメッシがやってきてベトナムに野菜を売るという話からスタートしたこの企業誘致の水戸ホーリーホックの話であるならば、ちゃんとそういったことをこれから話し合ったほうがいいなと思うんです。

ですから、まちづくり戦略課の役割というのはとても大事だし、協定書の見直しをするには、やり方を変えていくには方法をもっといいものにしていく。いい関係にしていくには、次の社長さんになるのか沼田さんが引き続きやるのか、そこら辺は明確ではありませんけれども、いずれにしても社長さんときちんと話をしながら、しかも100億のビジネスがあるんだったら町が名乗らない手はないし、一緒に歩いていくしかないだろうというふうな提案でありますし、確認作業でありますし、その覚悟なんですよ。

新聞とか見て、こうだ、ああだと言うのはよくわかるし、僕らも騒ぎがちなんですけれども、本質は、一緒にこのホーリーホックとどこまで歩いていくのか、どこまでビジネスとしてやっていくのか。「アツマーレ」もそうだし、クラブハウスもそうだし、一緒にどこまで進んでいけるのか、それを今まで夢を語ってきたわけですよ。鹿島アントラーズの話を引き合いに出しながら、夢と希望と活性化があると言ってきたわけですから、まさに、やるなら今でしょうと。そういったことを踏まえた上で再度確認をさせていただきます。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

水戸ホーリーホックのクラブハウスの誘致計画を発表したころ、水戸ホーリーホックは19位とか20位ぐらいの順位にいて、J3に落ちるかもしれない水戸ホーリーホックを誘致

してどうするのかというような、そういったご心配の声をいただいたこともございました。

それから3年が過ぎまして、その誘致したころとは全く状況が一変していて、今やいつJ1に上がるのかと、いつ専用のスタジアムができるのかという期待の声に雰囲気が変わっておりまして、城里町がつくるものではございませんが、そういった専用のスタジアムができて、毎週のように1万5,000人、2万人が集まる施設ができるとなると、水戸市及び県央地区の人の流れやまちづくりにも大きな影響を与えるようなビッグプロジェクトに育っていくのかなというふうにも期待しているところであります。

水戸ホーリーホックのスタジアム構想につきましては、クラブハウスの件もそうなんですけど、数年前から、ホーリーホックとしてはこういうことをやりたいというふうにはずっと、株主総会等では広く一般に説明していたようですが、ただ、単なる思いというだけで具体的な構想レベルの話とは受け取られていなかったのが、今回、11月の記者会見でかなり踏み込んだということで、期限も切られたということで、単なる考えから計画というふうなレベルが一つ上がったのかなということで、その実現については町としても期待をすることで、できれば「アツマーレ」からアクセスのよいところにそういった巨大な施設ができて、それが人の流れを変えて、七会地区、ひいては城里町全体の活性化や知名度の向上につながればよいというふうには考えているところでございます。

いろんな観光の集客のイベントありますが、数百人のお客さんを集めるのにたくさんのボランティアを使って、必死になって、数百人の町外からのお客さんを観光イベントに集めようと各自治体で行っております。

一方で、先日、「アツマーレ」に日曜日に行ってきましたら、たまたま通りかかって立ち寄りましたら、駐車場がもうびっしりになって100台以上、車がとまっているので、何を行っているのかと思って「アツマーレ」に行ってみたら、ホーリーホックがただ練習しているだけだったんですが、本当に100人ではきかない、200人ぐらいいるんじゃないかと思いましたが、それぐらいのお客さんがグラウンド脇にびっしり並んでホーリーホックの練習を見ていると。

こういった状況でして、役場の職員やいろんなボランティアを使わなくても、そこにホーリーホックがいるだけで毎週末のようにこんな数百人の人が集まってくるということで、「アツマーレ」と名づけたわけですが、まさしく人が集まり始めていまして、これがJ1となれば、大体、平均集客が3倍になると言われていますから、いつも七会中学校の駐車場パンクしちゃうんじゃないかと心配してしまうぐらいであります。

そういった交流人口が増加しているのをどうやってお金に変えていくか。今、「山桜」も誘導看板をつけているおかげもあってかなり「山桜」にもサポーターが流入していきまして、おかげさまで5年間で1.5倍まで売り上げが伸びています。そろそろ伸び悩むかと思いましたが、今年も快進撃を続けていまして、なおも「山桜」の売り上げが伸び続けているということで、少なからずホーリーホック効果もあるんじゃないかなと。数年前まで1

億5,000万はないような売り上げだったんですが、今や2億円を突破する売り上げを「山桜」は記録しておりまして、なおも伸び続けておりますので、そういったのも、ホーリーホックの効果というのはかなり大きいんじゃないかというふうに思っております。

ただ、現状に満足せず、議員からご提案もいただきましたように、これだけ人が集まって、さらに大きな事業が動き出そうとしているわけだから、よりこの人の流れを町の活性化につなげるべく私も知恵を絞っていきたいと思いますが、議員各位からも、こういうことをやったら、より町の活性化につながるんじゃないかというようなお知恵を拝借できれば幸いです。よろしくをお願いします。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ありがとうございます。

結局、数字を数値化しているものも、結構、今、曖昧なお話だと思うんです。経済効果1億円と言っていますが、実際試算すると、大体お弁当とかそういったものだけでいうと380万ぐらいなんです。宣伝とか新聞とかよく言っていますが、そういった目に見えないものを並べるだけではもうだめなんです。なぜならば、向こうはビジネスをしようとしている。こっちだってビジネスなんです。そういう意味では、投資をしてお客さんと呼んで、住民に入ってもらって、住んでもらって、そしてまさに工芸品だったりお野菜を買ってもらって、新しい、知名度があるいい町もつくろうというのが最初のコンセプトですよ。それはぶれないでやるべきだと思います。

だからこそ、数字だったりそういったものを、感情論というか、雰囲気だけ頑張ろうじゃなくて、どういうふうにつき合っていくかというシミュレーションが、まさにまちづくり戦略課の中でどういうものを売るのか。例えば、ふれあいの里やホロルの湯にホーリーホックののぼり立っていますか。立っていないんですよ。ホロルの湯の売店にホーリーホックのグッズ売っていますか。売っていないんですよ。なぜなら、在庫残りますから、水戸ホーリーホックはそこに置きませんという話があったわけです、当初。

だから、なぜか一緒にやっていくというふうな話なんだから、ちゃんと協定書を見直しながら、今までやってきたことを毎日連携しながら、報告・連絡・相談をしながら、新しいビジョンを、金をしっかり見詰めながら、この町に落ちる税収をアップしたり、そういったものがどのようにできるんだと。どんどん提案してくれと沼田社長は言っているわけです。どんどん提案してよと、一緒にやってみましょうと。だから、一生懸命やっていたらというふうに思いますので、そういったことを確認させていただきながら、次の質問に移ってまいります。

先ほど、早朝、黒澤止幾さんの生家調査事業ということで、その結果、プリントが出ていまして、このペーパーだけいただいてもよくわかりづらいので、進捗状況をちょっと教えてください。

○議長（小坏 孝君） 教育委員会事務局長小林克成君。

〔教育委員会事務局長小林克成君登壇〕

○教育委員会事務局長（小林克成君） 8番河原井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

現在の進捗状況でありますけれども、けさほどお配りいたしました2枚の図面等があるかと思えます。1枚目が、今現在、計画を策定中の区域図というもの、それともう1枚が黒澤止幾生家の建物公開活用案というようなことで、2枚ほど資料のほうお示しをさせていただきました。

今現在の進捗状況でありますけれども、平成30年12月に、合同会社もば建築文化研究所という会社と2年間の契約を締結いたしましたして、建築物、庭園の保存、環境保全・活用、消防・防災等の整備の基本となる内容を含めた保存・活用計画を作成中でございます。

そうした中で、本日お示ししましたのは、これから最後の仕上げになってはきますけれども、本年12月末に計画案というようなことで策定される予定のたたき台ということになってございます。まだ完成はされておられませんけれども、一応、このような案が示されているというような状況でございます。

この後、検討委員会等、また関係各所と協議をしまして、最終的に保存・活用計画を作成してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 今までは調査をしてみると。ちょっと崩れそうになっちゃって危なくてブルーシートかぶっていて、これから調査をしてみようかつかつかないか決めるんだよねという話で終わっているんですけども、ストレートにお聞きしますけれども、ここに書いてあるグリーンのところ、解体したり田畑をつくったり家を直したりとかいろいろ書いてあるんですけども、道路つくったり、水路直したり、これを実際やるつもりということで認識しているんですか。どういう意味なのか。

2ページ目になると、黒澤止幾の教育者としての生涯、寺子屋の空間の見学、見学と入っているんです。それで、プラス、日常管理者の常駐の場と書いてあるんですね。いろいろの使用検討。その下には黒澤止幾の生活の場の見学。

実際に、これ真面目な話で、今までは明確にやる、やらない、つくる、つくらないというのはあったんですが、これつくるんでしょうか、つくらないんでしょうか。ストレートにイエスカノーかで聞きたいんですけども。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

今回、合同会社もば建築文化研究所と契約した内容につきましては、建築物、園庭の保存、環境保全・活用、その他整備の基本となる内容を含めた保存・活用計画の業務委託を発注しているわけでごさいます、その契約に基づきまして保存・活用計画、実際はこんな厚い本になると思うんですが、過去の歴史や文化から振り返ったりして、こういうふうにするのがベストであるというふうな専門家としての知見というんですか、こうあるべきだという提言がまとまるというふうには認識しております。

実際、その提言に従って整備をするかどうかというのは次の段階で町として決断すべきものだというふうに思いますが、私としましては、一般財源に頼るということではなくて、土地についても寄附をいただけるのであれば寄附を受け取ったり、あるいは整備費用についても、クラウドファンディングだとかいろんな寄附を募る手法があるかと思っておりますので、善意の資金を募って整備をしたらいかがなものかというふうに思っております。

今、専門家からも、一つの本になるかと思いますが、整備活用計画が今年度末までに納品されますので、それをしっかりとよく読みまして、そして次の段階についてご相談してまいりたいと考えております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうすると、とにかくつくるんだということは今表明されたということによろしいですか。しかも、寄附を受けられない場所、このグリーンの土地の場所においても、これは購入するということによろしいのでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） つくるかつくらないかというのは、現時点では買えるかどうかというのはまだわかりませんが、今回、そもそも計画の策定をお願いするというのは、要は廃棄してしまうことを前提に計画というのは立てないものですから、活用するとしたらこうあるべきですよというような計画が専門家からの知見として出てくるということですから、それを生かして整備を進めていくべきでないかとは感じております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 町長、私聞いているのは、活用計画書が出てくれば、当たり前のように保存しますよというペーパー出てきますよね、当然。そうじゃなくて、これで実際やるのかやらないのかを決めたわけですよ、今やると。そういうことですよ。クラウドファンディングでも何でもいいから、とにかくお金かけないでやってみようという調整をするのかしないのかを確認しているんです。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） やるかどうかというのは、最終的に議会の議決をもって決めるものですから、今とりあえず、計画を立てる費用について議会の議決をいただいて、それに基づいて計画を立てましたと。その後、さらにその事業を執行する段階におきましてはまたさまざまなご提案を申し上げますので、その中で議論していただければと思います。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 町長おっしゃったように、政策の最終意思決定機関は議会、当然ありますよね。ただ、そのプロセスがひとり歩きしているんじゃないかということが以前から指摘されている内容なんです。つまり、報告・連絡・相談、つまり情報の開示や、どういうふうやっていくんだらう。ここのページが今、議会に出されていて、ユーチューブで出るわけですよ。そうしますと、ここ、どうなっているのと、これ議会に提出されていますから。だから、地域の方にはもう既に相談されていますよね。どうなんでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） いろんな考えがあるかと思うんですが、先に地域に相談して、どんどんやりますよとしゃべってしまってから議会に言うのがいいのか、あるいは議会にお話をしてから地域に落とすのがいいのか、いろんな考え方あるかと思いますが、今回の件につきましては、専門家のほうで地域の方に対する聞き取り調査などは行っていると聞いておりますが、この計画図を地域の住民に配ったり等はしておりません。議会のほうに出したのがまず初めてだと思います。

○議長（小坏 孝君） 8番、河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 気持ちは重々わかるんですね。ただ、これをきちっと決めて、行政のマネジメントをするトップリーダーは町長しかいないので、やるんですか、やらないんですか、やりたいですと。やりたいですという発想の中で、じゃどういうふうにするんですかというふうこれから議論がスタートします。きょう、こういったペーパーが来たときに、やるんですという意思表示が何か曖昧なので、大丈夫なのかなと思って。どっちなのかなという、そういうことが不安になってしまったらやはりだめなんです。リーダーがやりたいと、これ絶対やるんだという意思があるのかないのかをはっきりしないまま、教育関係の教育委員会だって関係してきますよ。文化財ですよ。

今あるブルーシートのかぶっているものを一部使わなければ、文化財として維持できないというような話もありますよね。じゃどこで使うのか、じゃどのぐらいお金がかかるんだらうと、これから。つくると言ったらお金かかるんです。そうすれば、それどういうふうにしていこうかという議論もあるし、逆に言えば議会からの提案もあるし、協議会や審

議会をつくるのかもしれない。教育委員会で話し合いするのもかもしれない。ただ、いつものように、いつの間にかぼんと後出しじゃんけんのような形で物を出さないでいただきたいんです、これからは。

なぜならば、地域に残って行って、これは保存・活用していくという信念があるならば、まさに地域の人たちが一体となってつくり上げ、そしてそのお金がどのようなものになるのか、価値があるのか、将来どういうふうにかかすのか、そのビジョンを明確にした上でなければイエスとは言えないんです。やるとは言えないんですよ。そのことを踏まえた上で、今、明言できますかと言ったら明言ができないようなので、どういうことなのかなど。だから、今までのこの2年間の調査のプロセスの間にどのような議論がされてきたんでしょうか。

余りしないのかもしれませんがね。

だから、これを待ってやるじゃなくて、これを待ちながら一緒に検討してきたのかというのがあるんであればまず教えていただければと思っています。

○議長（小坏 孝君） 教育委員会事務局長小林克成君。

〔教育委員会事務局長小林克成君登壇〕

○教育委員会事務局長（小林克成君） ただいまの質問と若干ずれるかもしれませんがけれども、町が指定した史跡の指定というようなことについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、史跡指定ということで町の文化財として指定をしております。建築物の指定との大きな違いは、史跡が土地に結びついた文化財であるということでありまして、黒澤止幾生家の場合は、郷土の先人である止幾が生まれ、生活し、教鞭をとり、また没した場と結びついての価値から史跡として指定された経緯がございます。

史跡の保存対象は、史跡周辺において史跡を構成する要素の全てでございまして、当該史跡の場合は、家屋と庭がその対象になるものとなっております。指定された時点で家屋が最大の構成要素として掲げられておりまして、名前も黒澤止幾生家というようなことで、指定名で指定した以上、家屋の撤去は指定の維持にもかかわる大きな変更でございまして、相当の理由なく家屋が保全の対象から外れることはないというふうに考えてございます。そうした中で、このような計画も進めてきたところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 家屋が大事だという話でいいんですよ、それは。とても大事なんだと、一言で言うんですよ。

それはとてもそうだと思うんです。もちろん偉人だと思いますし、この城里学ぶつくという本を読ませていただければそこに黒澤止幾さん出てきますよね。城里町の先人、一生

懸命働いた人たちですと書いています。次には、鯉渕要人さん、増子金八さん、加藤木賞三さん、それから茨城県初の女性記者である猿田千代さんですね。町会議員になったらいいですね。あとは、茨城鉄道をつくった実業家、小林捨吉さん等々出ているわけですが、黒澤止幾さんをフォーカスしてピンポイントでやっていくのは、とてもそれは偉人ですからいいとは思いますが、そういった城里学ぶつくに載っている方々というのはどこに今いるんだろうと思うんですよね。教育委員会として黒澤止幾さんの生家は大事なんでしょうけれども、これも踏まえてどういうふうに計画をするんだろうと思うんです。つまり、それはこの文書ができ上がる前から常日ごろ考えていることなのかどうかということも踏まえて、どうだったんですかという確認をしたかったわけです。

同時に、これは、私、専門家というか知り合いの方に聞いた話で、ここのおうち、見取り図があるんですけども、ここの正面向かって左側のところに渡り廊下みたいなのがあって、大体6畳みたいなお部屋があったと。そこが正式には寺子屋だというような話も聞くんですが、これは研究者の判断というか研究のものだとは思いますが、そういったものも踏まえて、これ忠実にそういったものでやっていくのか。

プラス、これ見学ということはもちろん内部の資料が必要であります。例えば県立歴史館もしくは茨城大学等々に日記とかさまざまな史料が置いてありますけれども、それはじゃこちらのほうに戻ってくるのか等々。つまり、町長は先ほどこれはどういう形であれつくってみたい、やってみたい事業であつてと。これ建て直してみたいというニュアンス、やりたいという思いはひしひしと伝わってまいりましたけれども、それに携わる全ての物事というのはまだ何も解決できていなくて、どういうやり方やスタンスだったり、どういう仕組みだったり、地域の方と話をしたり、特に建設をする、工場を壊してここにもう何かつくるという、このグリーンの中身、結構お金かかってくると思いますし、そこら辺を早急に考えなきゃいけないと思うんです。

これ、ちなみにロードマップはどうなっていますでしょうか、まず基本設計としてやったときに、今、行政が考えている、教育委員会が考えているロードマップはどのようになっていますか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えいたします。

正確に言うとロードマップはまだできておりません。というのは、なぜかといいますと、まだ最終報告書ができ上がるのが今年度末でありますから、今年度末に向けてそういったロードマップというか、提案、そこまでちょっと報告書に入っていないかもしれませんが、そういった報告書を見てからロードマップも考えていく必要があるかと思えます。

委託業者のもば建築文化研究所さんは、専門的な知見から、文化財を保護する観点でベストと考えるものを提案してくるわけです。黒澤止幾の生家とその庭が文化財の構成要素

ということですが、黒澤止幾が生きていた当時の景観、見え方というのを考えると、目の前に工場はなかったはずなんです、当然。当時、黒澤止幾が生きていて黒澤止幾が縁側に座って見た風景というのは、当然、工場がなかった景色を見ていたはずでして、工場の後ろに庭と生家だけ保存するのではなくて当時の景観に近づけるという意味では、確かに、こういうふうにか前の工場まで含めてきちっと撤去して当時の風景というのをある程度再現するというのが文化財の保護のあり方として理想的なあり方であろうと思います。

ただ一方で地権者がいますから実際撤去に応じてくれるかどうかというのは、道路の工事も同じですが、用地交渉が必要になってきますし、別にお金が必要なくても土地だけ無償で寄付しますよという人もいるかもしれませんが、それは実際事業を進めていく中で果たしてこれだけの計画ができるか、もうちょっと小さな計画にしなきゃいけないか。あるいは、理想形はあくまでこれであるけれども、第一段階はここまでやって、第一段階が終わったら第二段階に進もうというふうに段階的に考えていくのか、そういったことも実際の実施に当たっては考えていかなければならないかと思います。

また、財源につきましても、一般財源、町の公共事業として行うのか、クラウドファンディングとか寄附を、首里城等でもやっていますが、きちっと趣意書をつつて、全国から善意の寄附を募って、その集まったお金で段階的にやっていくのかなど、実施の手法もさまざまありますので、まずきょう示されたものは、最終的に報告書がまとまる前のきょうの段階で議会から説明を求められましたので、出せる最大のものをお出しいたしまして、そしてこれは理想の形態、文化財の保護の観点から何が理想であるべきかというものをまず示したものでございますので、一つのこれを議論の出発点として考えていただければ幸いです。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） わかりました。

いずれにしても、この黒澤止幾の生家に対して理想像を追求していくということで、きょうは、やりたいという思いを明確に言っていただいたんだろうなというふうに思っています。と同時に、これやはり全てそうなんですけれども、やるときにもそうなんです、情報開示とか、説明とか出していただいて、みんなで議論をしていくということも大事ですので、ワンチームということはずっと先ほど来ありますので、そういう意味合いにおいて、きっちり情報開示のほうをしていただければと思っています。

時間もあれです。次の質問に移ってまいります。

桂支所なんです、正確には桂（仮）支所という形で現在も仮庁舎の看板が立っている。この図書館内の仮庁舎はいつまで仮庁舎なのかなというのが、住民も含めて、働いている人も含めてあるんだろうと思っていますので、確認をお願いします。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 8番河原井議員のご質問にお答えをいたします。

桂支所は、現在、図書館の2階の視聴覚室を利用しています。図書館といたしましてもDVDの鑑賞会や読み聞かせ等に視聴覚室が必要であるという話を教育委員会のほうから伺っております。

一方で、桂支所をどこへ移転するかという問題もあります。最適と思われる場所として桂公民館を考えてはいますけれども、建物が古く事務室等が狭いことから大規模な改修工事が必要で、全面改修の計画がちょっと前にあったんですけれども、それもやらなかったということですか。まず、来年度、教育委員会のほうでトイレと消防施設の改修を予定しています。年度ごとに計画的に改修を実施してそちらのほうに移転し、町民センターとすることを考えています。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ということは、以前から指摘されていたような、行革の中であったような、その答申の中で桂公民センターを、これからは仮庁舎が桂町民センターと、公民館等に移転するというのでよろしいのでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 町民センターになるということでもよろしいのでしょうかということですが、まず来年度は桂公民館のトイレと消防設備の改修を予定しておりますので、議会のご承認をお願いしたいというふうに思っております。

トイレですとか消防設備がきれいになった後、さらに皆様方のご理解が進めばさらに計画的に改修を実施して、事務室等も増設して桂町民センターになっていってもよいかというふうに思いますが、まだそこまで決定したわけではございませんで、まずはトイレと消防設備の改修から、来年度、桂公民館は行っていきたいと思っております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 時間もあれなんですけれども、すみません。

わかりました。とりあえずいろんな段取りを経て、公民館のほうに今の視聴覚室にある仮庁舎、桂支所、仮支所を移転するという方向があるということですよ、今のは。

それで、プラス、先ほど冒頭でも消防団の防災関係お話しさせていただきましたけれども、水防関係もそうなんです、この支所の役割としては、「消防団（水防団）に関すること。」ということで事務分掌の規則がちゃんとあるんですね。やはり桂支所、そして七会の「アツマーレ」の七会町民センター、支所でありますから、当然そういったところで防災組織というものできちっとした確認をしていかないといけないだろうと。

地域防災計画の中にもあるんですが、桂支所だったり七会支所で消防、防災、水防、その関係についてはきちっとやりなさいというふうにルールが載っています。しかしながら、今やはり人数が足りないということがあります。だから、常時はそれほど人は要らないかもしれないけれども、災害が起きたあと、もしくは起きるだろうと予測できるタイミングでは、既に人員の配置だったり、備品、あとは食料とか水とかもそうなんです、そういったものの防災拠点、機能をきちっとつくっていただかなければいけないだろうというふうに思っています。

それを踏まえた上で、いつまでも仮のままではいけないし、ちゃんと防災機能を有する、当然いろいろあると思いますが、最低でもそういった防災拠点として地元の消防団とすぐ報告・連絡・相談ができる、密に連絡がとれる、そういった場所でなければならぬわけです。

なぜならば、昔は七会村の役場であり、桂村の役場であった場所ですから、当然そのぐらいの自治体のエリアの中では必要な、地域だと考えておりますから、その点についてはしっかりとした防災の関係の、まさにここに書いてあるように、消防団に関することは、本庁舎に持ってきたとは言っていますが、いざというときにはそちらできちっと対応できるような体制は、日ごろの防災訓練によってできれば望ましいのかなと思っていますし、この仮庁舎が最終的に町民センター桂の（仮）が抜けるというふうにしたほうがよろしいと思うので、そういったところをもう一度確認させてください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き回答させていただきます。

もう桂公民館に桂支所が移るのが決定したかのような感じの議論は一応避けておきたいんですが、来年度計画しているのは、あくまでトイレの改修と消防設備の改修を行いたいというふうに考えております。

そういった形で桂公民館のトイレが快適になったり消防設備の安全性が高まるというのは、避難所でもありますので、しっかりとそういった改修を行ってまいりたいと思いますが、そういった工事も行いながら、皆様方のご理解が得られるのであれば、さらなる改修を行って支所を移すということもあり得るのではないかとこのように思っておりますが、そこは、結論ありきではなくて、しっかりと合意をいただきながら進めていくべきものだというふうに思っております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 結論ありきじゃなければいけない案件もあるということもあるわけですね。結論がなければその方向に向かってビジョンが歩けないですから、やはり結論をきちっとつけた上で歩いていくという姿が、例えば特に防災関係においては多いんじ

やないですかという提案をさせていただきながら、もう12月ですから、1月、来年新しい年が、本当に城里町にとって輝かしい町、すばらしいまちづくりができるように、一緒になってまた考えさせていただければと思っております。

そういった意味合いにおいて、長時間にわたりましてきょうはご答弁いただきましてありがとうございました。以上で質問を終了させていただきます。

○議長（小唄 孝君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、あす12日から16日までは議案調査及び議事整理のため休会とし、17日は午後2時に本議場において再開し議案質疑から入りますので、開議10分前までに控室へご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時47分散会